

社会保障審議会児童部会
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会
(第2回)

平成25年6月7日(金)
19:00~21:00
専用第23会議室(19階)

議事次第

○議事

1. 開会
2. 議題

ひとり親家庭への支援施策の在り方について
(委員からのプレゼンテーション等)

3. 閉会

〔配布資料〕

- 資料1 杉澤委員提出資料
- 資料2 兼子委員提出資料
- 資料3 三木委員提出資料
- 資料4 前回の指摘事項について

資料1
杉澤委員提出資料

ひとり親家庭への支援施策の
在り方に関する専門委員会

山形県における ひとり親家庭の現状及び支援の取組み



平成25年6月7日
山形県子ども家庭課

Ⅰ 山形県のひとり親家庭の現状

1 山形県のひとり親家庭の世帯数

平成22年国勢調査によると

- 山形県の母子世帯数(他の世帯員がいる世帯を含む)は 9,468世帯
- 山形県の父子世帯数(他の世帯員がいる世帯を含む)は 2,399世帯
- 山形県のひとり親世帯数(母子と父子の合計)は 11,867世帯



- ◆山形県のひとり親世帯数が、全国のひとり親世帯数に占める割合は0.92%
- ◆山形県のひとり親世帯数が、県内の20歳未満の世帯員がいる世帯に占める割合は10.0%
- ⇒山形県の20歳未満の子どもがいる世帯のうち、10世帯に1世帯はひとり親(全国とほぼ同水準)

山形県と全国のひとり親世帯数の比較 ※山形県の()は全国に占める割合 (単位:世帯)

	母子世帯		父子世帯		ひとり親世帯 (母子+父子)		20歳未満 の世帯員 がいる世帯数 B	Aが Bに 占める 割合%
	他の世帯員 がいる世帯 を含む	母子 のみ	他の世帯員 がいる世帯 を含む	父子 のみ	他の世帯員 がいる世帯 を含む A	母子・父子 のみ		
山形県	9,468 (0.87%)	5,034	2,399 (1.12%)	508	11,867 (0.92%)	5,542	118,291 (0.89%)	10.0
全国	1081,699	755,972	204,192	88,689	1,285,891	844,661	13,306,961	9.7

出典: 『平成22年国勢調査』(平成22年10月1日現在)



2 山形県のひとり親家庭の状況

平成21年度山形県ひとり親家庭実態調査(平成21年10月1日現在) 結果より抜粋
 (※全国の状況は「平成23年全国母子世帯等調査」結果より抜粋)

●ひとり親になった理由

離婚が母子家庭では9割、父子家庭では8割を超え、大半を占める

	母子家庭	父子家庭
離婚	90.2%	83.5%
死別	3.8%	15.0%

(※参考 全国の状況)

	母子家庭	父子家庭
離婚	80.8%	74.3%
死別	7.5%	16.8%

●養育費の受給状況

離婚の場合、母子家庭、父子家庭とも、元配偶者から養育費を受けている割合は低い

		母子家庭	父子家庭
取り 決め 状況	取り決めている	46.2%	25.7%
	取り決めていない	43.6%	63.1%
受給 状況	現在も受けている	28.1%	8.3%
	これまで受けたことがない	53.7%	87.3%

(※参考 全国の状況)

○養育費の取り決めている
 母子家庭 父子家庭
 37.7% 17.5%

○養育費を現在も受けている
 母子家庭 父子家庭
 19.7% 4.1%

3 山形県のひとり親家庭の就業・収入の状況

●就業状況

母子家庭、父子家庭ともに9割以上が就業しているが、特に母子家庭では臨時やパートなど不安定な就業形態が多い

	母子家庭	父子家庭
常用雇用者	51.2%	73.9%
臨時・パート	38.8%	8.4%
事業主	3.7%	9.4%

(※参考 全国の状況)

	母子家庭	父子家庭
正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
パート・アルバイト等	47.4%	8.0%

●世帯の年間総収入

※収入は平成20年の額により回答

母子家庭の場合は200万円未満までの割合が4割、300万円未満までの割合が7割を超え、特に母子家庭で収入が低い水準にある

	母子家庭	父子家庭
100万円未満	6.5%	3.1%
100万円～200万円未満	34.8%	9.5%
200万円～300万円未満	29.0%	22.5%
300万円以上	29.7%	64.9%

(※参考 全国の状況)

	母子家庭	父子家庭
100万円未満	10.8%	3.1%
100万円～200万円未満	26.4%	8.9%
200万円～300万円未満	26.9%	19.0%
300万円以上	35.9%	69.0%

●親自身の年間就労収入

母子家庭の場合は200万円未満までの割合が7割弱、300万円未満までの割合が9割を超える。父子家庭でも300万円未満の割合が6割近くを占める

	母子家庭	父子家庭
100万円未満	19.1%	9.5%
100万円～200万円未満	48.1%	20.3%
200万円～300万円未満	23.2%	29.7%
300万円以上	9.6%	40.5%

(※参考 全国の状況)

	母子家庭	父子家庭
100万円未満	28.6%	9.5%
100万円～200万円未満	35.4%	12.6%
200万円～300万円未満	20.5%	21.5%
300万円以上	15.5%	56.5%

●現在の暮らしの状況

「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」を合わせた「苦しい」割合は、母子家庭、父子家庭ともに8割を超え、暮らしぶりを厳しいと感じている

	母子家庭	父子家庭
苦しい(大変苦しい・苦しい・やや苦しい 計)	80.0%	83.8%
ふつう	9.5%	10.9%
ゆとりがある(ゆとりがある・ややゆとりがある 計)	0.8%	0.6%

4 山形県のひとり親家庭の生活・子育ての状況

●現在困っていること ※ 複数回答のうちの上位3位

母子家庭、父子家庭ともに、1位は生活費、2位は子育て

	母子家庭	父子家庭
1位	生活費 (25.4%)	生活費 (20.7%)
2位	子育て (14.8%)	子育て (14.9%)
3位	仕事 (12.2%)	借金返済 (10.5%)

(※参考 全国の状況)
ひとり親世帯の悩み等
(「子どもについての悩み」を除き
ひとり親本人が困っていること)

	母子家庭	父子家庭
1位	家計	家計
2位	仕事	仕事
3位	住居	家事

●子育てで困っていることの内訳 ※ 複数回答のうちの上位3位

母子家庭、父子家庭ともに、進学、教育、しつけが上位3位を占める

	母子家庭	父子家庭
1位	進学 (23.7%)	しつけ (20.5%)
2位	教育 (18.5%)	教育 (16.0%)
3位	しつけ (16.2%)	進学 (14.0%)

(※参考 全国の状況)
ひとり親世帯の悩み等
(「子どもについての悩み」)

	母子家庭	父子家庭
1位	教育・進学	教育・進学
2位	しつけ	しつけ

●急用の時の子の預け先

母子家庭、父子家庭ともに、急用等の子の預け先がない割合が3割程度

	母子家庭	父子家庭
急用等の子の預け先がある	65.7%	46.0%
急用等の子の預け先がない	29.9%	36.6%

●公的相談窓口を知っている割合

公的な相談窓口を知っている割合は、母子家庭で5割程度、父子家庭で2割程度にとどまる。相談窓口や公的制度がまだまだ知られていない

	母子家庭	父子家庭
公的な相談窓口を知っている	50.3%	22.7%

5 山形県のひとり親家庭が望む支援

●ひとり親家庭への支援として望むこと

母子家庭、父子家庭ともに、児童扶養手当や医療費助成の充実を望む声が多い

	母子家庭		父子家庭	
1位	児童扶養手当の増額	31.3%	児童扶養手当の父子家庭への拡大	34.9%
2位	母子家庭の医療費助成の所得制限の緩和	17.4%	医療費助成の父子家庭への対象拡大	28.6%
3位	養育費の確保策	12.3%	児童扶養手当の増額	16.6%

※ 複数回答のうちの上位3位

p4～p9のデータに係る出典:

山形県の状況について
全国の状況について

平成21年度山形県ひとり親家庭実態調査
平成23年全国母子世帯等調査

山形県のひとり親家庭の現状は・・・

収入が低い水準にあり、暮らしが苦しいと感じている

生活・子育てを一人で担わなければならない、悩みを抱えている

相談窓口や公的制度を知らない人もまだまだ多い

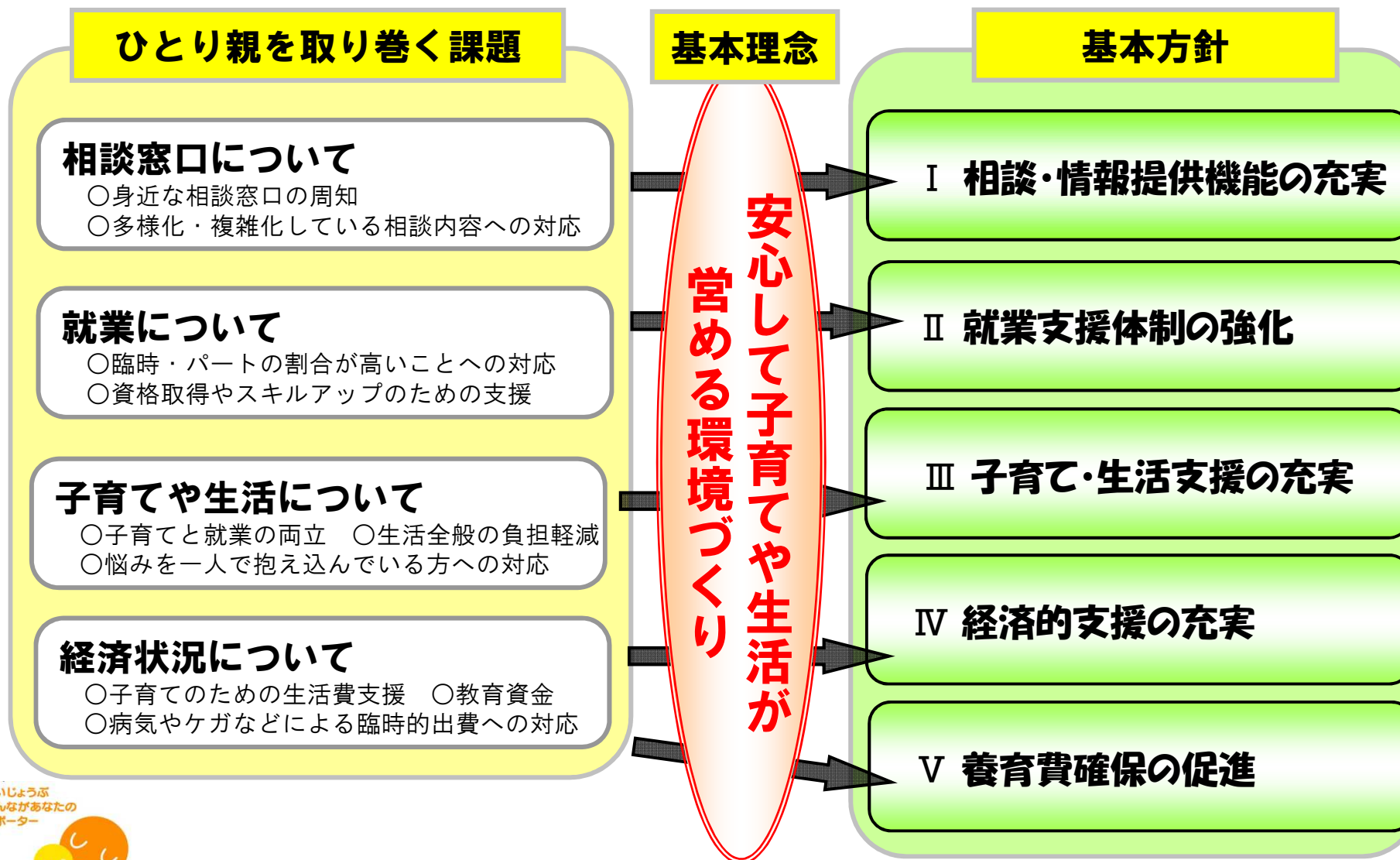
養育費の取り決め、受給の割合が低い水準にある

**多くの負担を感じており
きめ細やかな支援が必要**

Ⅱ 山形県のひとり親家庭支援の方向性

ひとり親家庭支援の基本的な方向性

第二次山形県ひとり親家庭自立促進計画(平成23年度～平成27年度)



III 山形県のひとり親家庭支援の取組み

1 相談・情報提供

◇ 相談・情報提供の実施

母子自立支援員の配置

- 県・・・県の出先機関の総合支庁
4ヶ所に各2名、計8名を配置
- 市・・・13市に各1名、計13名を配置

母子家庭等地域生活支援事業〈国庫補助〉

(母子家庭等就業・自立支援センター事業のメニューの1つ)

- 弁護士による特別相談会(法律相談)の
定期的な開催
- こまりごと相談(電話相談)の実施
- 母子家庭の継続的な相談、支援の実施

◇ 支援制度の周知

○「ひとり親福祉のしおり」の作成・配布

- ・ ひとり親福祉制度をまとめた「ひとり親福祉のしおり」を作成し、関係機関に配布 → ひとり親へ周知
- ・ A4ワンペーパーの「ひとり親福祉のしおり(概要版)」を作成し、児童扶養手当受給者や放課後児童クラブ利用者などに幅広く配布 → より幅広く周知

だいじょうぶ
みんながあなたの
サポーター



子育てするなら山形県

2 就業支援

◇ 就業相談、情報提供

母子家庭等就業・自立支援センター事業

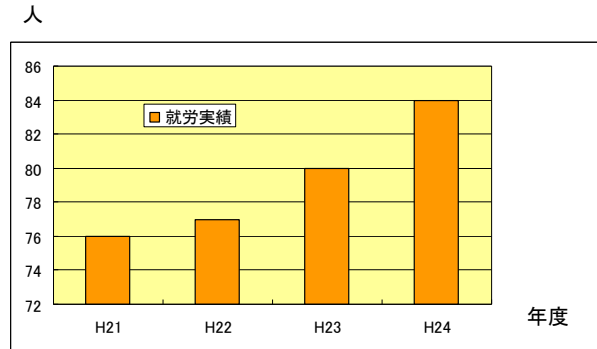
【県母子寡婦福祉連合会に委託】 〈国庫補助〉

○就業支援事業

- ・就業相談員を配置し、ひとり親からの就業相談に応じ、就業に関する情報提供を実施

○就業情報提供事業

- ・無料職業紹介所を設置し、求人情報の収集と提供を実施



山形県母子家庭等・就業自立支援センター相談者における就労実績

◇ 事業主の理解促進

母子家庭等就業・自立支援センター事業 (再掲)

○就業支援事業

- ・ひとり親の雇用の理解の促進を図るため、各企業を訪問し求人開拓等を実施

○企業へのチラシ配布

ひとり親の雇用に係る支援制度等をまとめたちらしを作成し、企業等に配布

◇ スキルアップ・資格取得への支援

自立支援教育訓練給付金事業 〈国庫補助〉

就労に向けた資格取得のために教育訓練講座等を受講した場合の受講費への助成

	24年度	23年度	22年度
県(町村)分	0件	1件	1件
市分	8件	6件	10件

母子寡婦福祉資金 (技能習得資金)

母子家庭の母が就職等に必要な知識技能を修得するために必要な経費に対し、無利子で貸付

高等技能訓練促進費等事業 〈国庫補助〉

就職に有利な資格取得のため養成機関で2年以上修業する場合に給付

	24年度	23年度	22年度
県(町村)分	0件	1件	3件
市分	15件	19件	16件

母子家庭等就業・自立支援 センター事業 (再掲)

○就業支援講習会等事業

就職準備に関するセミナーや技能習得のための講習会を開催

3 子育て・生活支援

◇ ひとり親同士の交流の場の提供

一人で悩みを抱えがちなひとり親については、同じ境遇の者同士で交流・情報交換ができる場の提供により、悩みや孤立感の解消を図ることが必要

ひとり親家庭交流促進事業 (H23～H24) 〈光交付金〉

- ひとり親家庭の親同士が交流を持つことにより、またひとり親家庭の子どもが年齢の近い学生ボランティアと交流を持つことにより、悩みや孤立感の解消を図る。
- 県がNPO法人に委託して実施。23年度:2団体、24年度:3団体
- 開催回数及び参加者数(延べ)

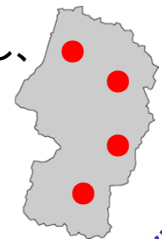
	開催回数	親	子ども
23年度	68回	380人	416人
24年度	91回	524人	574人

利用者の声

- ★母子家庭が1人ではないとわかってよかった。 ★また参加したい。
- ★なかなかわかってもらえない悩みを話すことができ、気持ちが軽くなった。
- ★普段、周りに同じ状況の人がいないので、このような機会があって嬉しい。
- ★子どもが学生ボランティアのお兄ちゃんに遊んでもらって嬉しそうだった。

ひとり親家庭情報交換事業 (H25～) 〈国庫補助〉

- ひとり親家庭の親同士が交流や情報交換を行う場の提供を引き続き実施。
- 25年度は、4団体に委託し、県内4地域全てで実施。



H23～H24 ひとり親家庭交流会の様子

◇ ひとり親家庭の子どもへの学習支援

ひとり親の子育ての悩みの上位は「教育」「進学」 ⇒ 学習支援が求められる

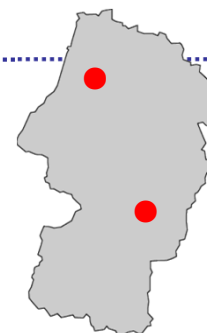
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業(H25新規)【NPOに委託】〈国庫補助〉

- ひとり親家庭の子どもを対象とした学習会を定期的を開催し、学生などの学習支援ボランティアが勉強を教えたり進学相談に応じるなどにより、ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施。
- 県が、NPO法人に委託して実施。委託先…1団体
- 開催場所…酒田市

やまがたひとり親家庭学習塾運営事業(H25新規)【県母子寡婦福祉連合会事業】

- ひとり親家庭の子どもを対象にした学習塾を定期的を開催し、ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施。
- 開催場所…山形市

25年度は県内2ヶ所で
学習支援を実施



◇ 緊急時の子育て・生活支援

「急用時の子の預け先がない」ひとり親は3割 ⇒ 緊急時の支援が求められる

ひとり親家庭子育て生活支援事業【県母子寡婦福祉連合会に委託】 〈国庫補助〉

- ひとり親家庭の親が病気・ケガや急な残業など、一時的に保育サービスや生活援助が必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、子育てや生活の支援を行う。

24年度実績	派遣世帯数	派遣延べ回数	派遣延べ時間
子育て支援	64世帯	392回	1,553時間
生活支援	22世帯	127回	304時間
計	86世帯	419回	1,857時間

利用者の声

- ★他に頼れる人がいないので、助かります。
- ★急に休日出勤になったときに子どもを見てもらったので助かりました。
- ★市町村で実施しているファミリーサポートセンターよりも低価格で、ありがたい。

4 経済的支援

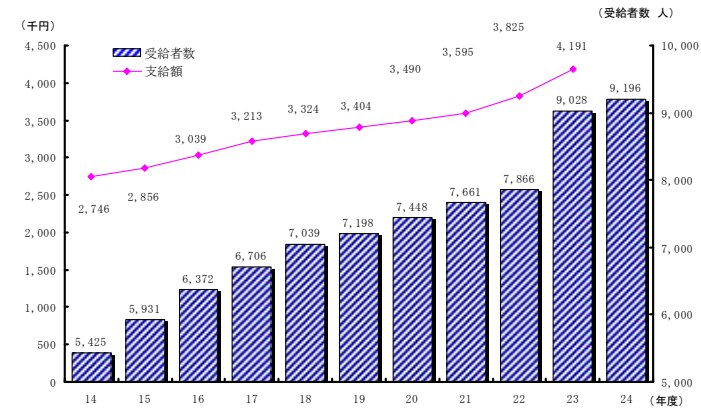
ひとり親の悩みの1位は「生活費」 ⇒ 経済的支援が求められる

◇ 児童扶養手当の支給

〈国負担金〉

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給

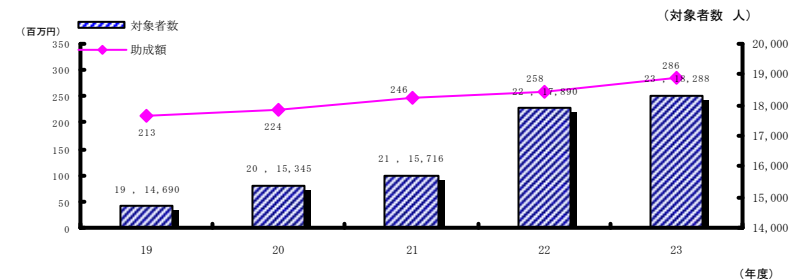
山形県における児童扶養手当の支給世帯及び支給額の推移
※支給世帯数は各年4月末の人数、支給額は当該年度の総支給額



◇ 医療費の助成

〈県単〉

- 所得税非課税のひとり親家庭の親とその親が扶養する18歳以下の子ども、又は両親のいない18歳以下の子どもを対象に、医療機関等で受診した際の自己負担額を助成



山形県におけるひとり親医療制度の対象者数及び助成額の推移

※対象者数は当該年度の助成対象者数、助成額は当該年度の総支給額

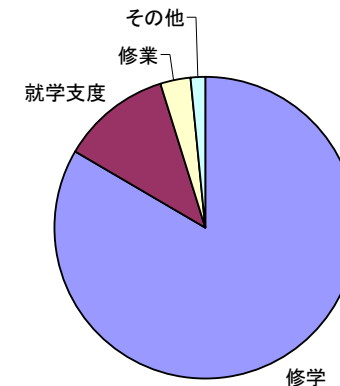
だいじょうぶ
みんながあなたの
サポーター



◇ 母子寡婦福祉資金の貸付

- 母子家庭の母及び寡婦に対し、子どもの進学や母の自立などに必要な経費について、無利子又は低利子で貸付

23年度貸付実績	貸付件数	貸付金額	金額構成比
修学資金	274件	122,275千円	83.4%
就学支度資金	50件	17,415千円	11.9 %
修業資金	11件	4,531千円	3.1 %
その他	8件	2,336千円	1.6 %
合計	343件	146,557千円	



平成23年度山形県における母子寡婦福祉資金貸付実績

◆ 母子寡婦福祉資金の収入未済額について

- 山形県における平成23年度償還率

・母子福祉資金 現年分:84.6% 過年分:12.6%
 ・寡婦福祉資金 現年分:91.3% 過年分:21.2%

- 山形県における母子寡婦福祉資金の収入未済額は、年々増加傾向にある。

- 償還協力員(県配置8名、各市配置(県併任)13名)が償還指導に当たっているが、厳しい経済・雇用情勢の中、未収金は増加する一方である。

5 養育費確保の支援

養育費の受給割合はまだまだ低水準 ⇒ 養育費確保のための支援が求められる

◇ 養育費の確保に係る相談

母子家庭等地域生活支援事業（再掲）

- 弁護士による特別相談会（法律相談）を定期的に行い、養育費確保等の相談に対応

◇ 養育費相談対応者のスキルアップ

- 養育費相談支援センターが実施する「養育費研修」に、母子自立支援員を派遣

IV ひとり親家庭支援における課題 及び提言

■ 児童扶養手当制度の拡充

- 児童扶養手当の公的年金との併給制限 → 児童扶養手当の資格喪失・受給停止による経済的ダメージ
- 児童扶養手当の増額・拡充は、経済的支援の効果が大きく、多くのひとり親が望むもの

⇒ **児童扶養手当制度については、公的年金との併給制限の緩和や第2子以降の加算額を含めた手当の増額など、制度の拡充を行うこと**

■ ひとり親家庭に対する医療費助成制度の創設

- 医療費の助成は、子や自分の病気・怪我という緊急時の不安を解消し、経済的支援としての効果も大きい

⇒ **国の制度として、ひとり親家庭の医療費給付制度を創設すること**

■ 母子寡婦福祉資金の父子家庭への対象拡大

- 父子家庭も子の進学等に経済面の不安を抱えている
- 高等技能訓練促進費を受けた父子家庭の3年目の対応

⇒ **父子家庭についても、母子寡婦福祉資金貸付金の対象とすること**

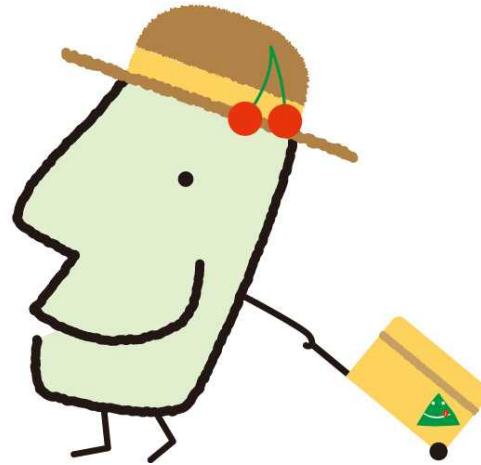
■ ひとり親家庭の交流・情報交換の機会の充実

- 現在の国庫事業は年6回程度の開催が基本だが、本県で光交付金を活用してひとり親家庭の交流事業を実施した際は、定期的に(多いときは月4回)交流・情報交換の場を提供し、不安や悩みの解消に一定の効果があったと思われる

⇒ **国の制度として、ひとり親家庭の交流・情報交換の機会の充実を図ること**

ご清聴ありがとうございました

山形日和。



山形デスティネーションキャンペーン ロゴマーク「山形日和。」・ キャラクター「きてけろくん」

山形県では、「山形デスティネーションキャンペーン」（山形DC）が平成26年6月14日から開催されます。また、平成25年6月15日からは、プレキャンペーンとして「山形日和。」観光キャンペーンが開催されます。

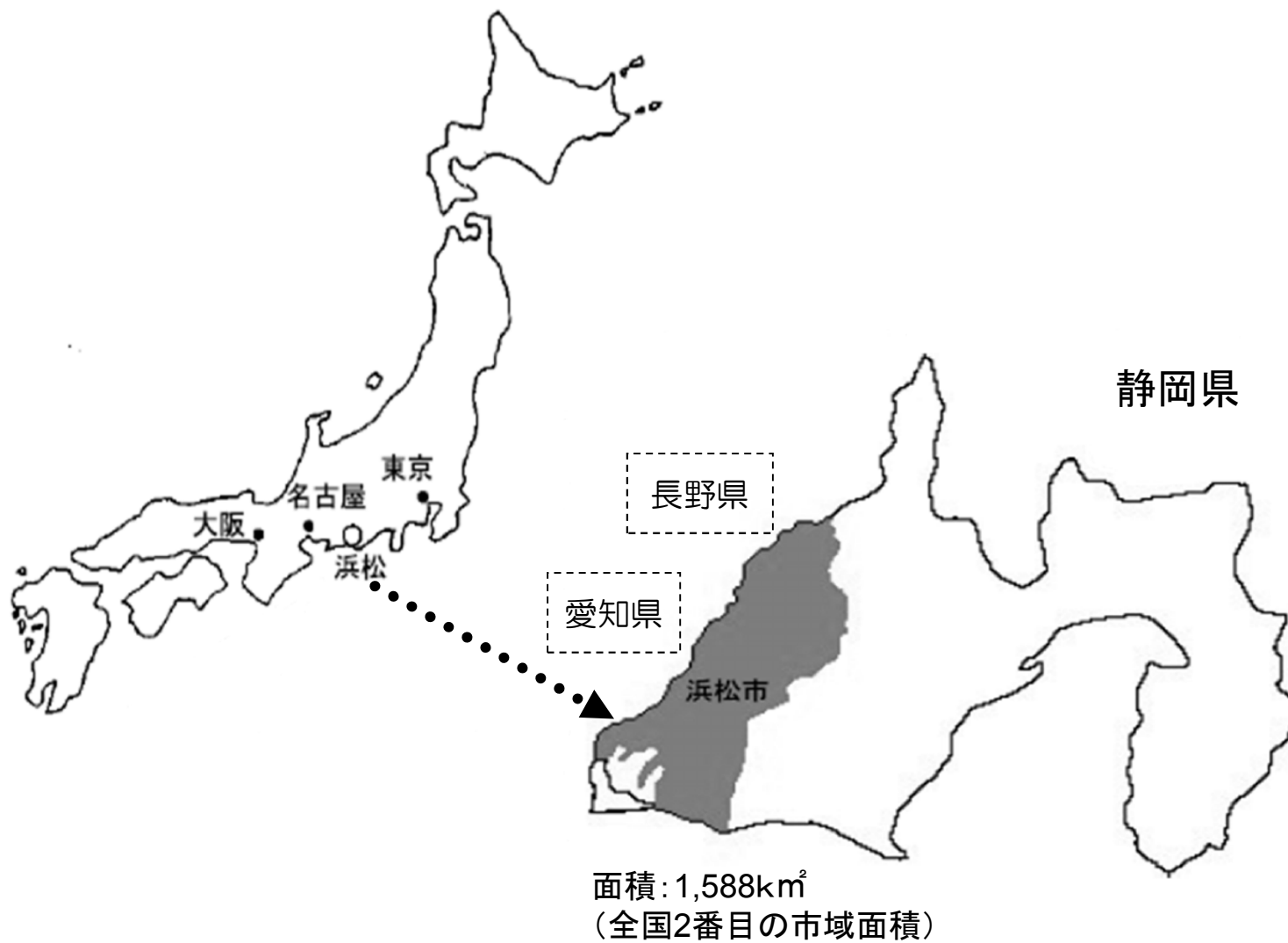
- 平成25年度 「山形日和。」観光キャンペーン（平成25年6月15日～9月15日）
- 平成26年度 山形デスティネーションキャンペーン（平成26年6月14日～9月13日）

ひとり親家庭等への支援の現状と課題、 今後の施策の方向性について

【報告】浜松市こども家庭部
2013/6/7



浜松市の位置

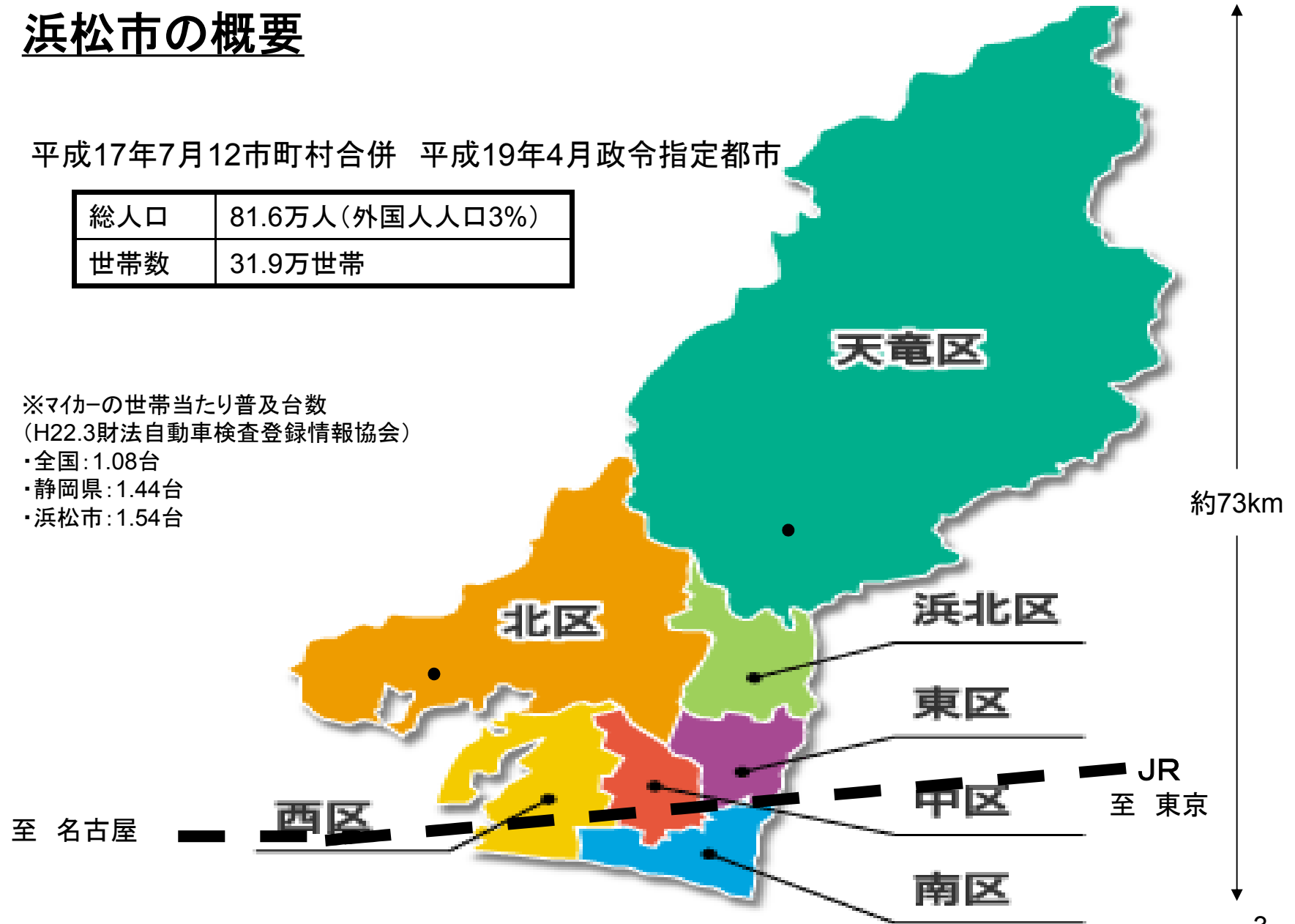


浜松市の概要

平成17年7月12市町村合併 平成19年4月政令指定都市

総人口	81.6万人(外国人人口3%)
世帯数	31.9万世帯

- ※マイカーの世帯当たり普及台数
(H22.3財法自動車検査登録情報協会)
- ・全国: 1.08台
 - ・静岡県: 1.44台
 - ・浜松市: 1.54台



ひとり親家庭に対する就業・自立支援事業等実施状況

項目	実施
児童扶養手当支給事業	○
母子家庭等医療費助成事業	○
浜松市ひとり親家庭等自立支援手当(※)	○
母子家庭等就業・自立支援センター事業	
就業支援事業	○
就業支援講習会事業	○
母子家庭等地域生活支援事業	○
母子自立支援プログラム策定事業	○
面会交流支援事業	—
母子家庭等自立支援給付金事業	
自立支援教育訓練給付金事業	○
高等技能訓練促進費等事業	○
母子家庭等日常生活支援事業	○

(※) 受給者: 2人以上の児童を養育している児童扶養手当受給者
 受給期間: 該当の翌月から起算して3年を経過するまで(受給期限あり)
 手当月額: 第2子5,000円 第3子7,000円
 制度開始: H21.8

ひとり親家庭に対する就業・自立支援事業等実施状況(続き)

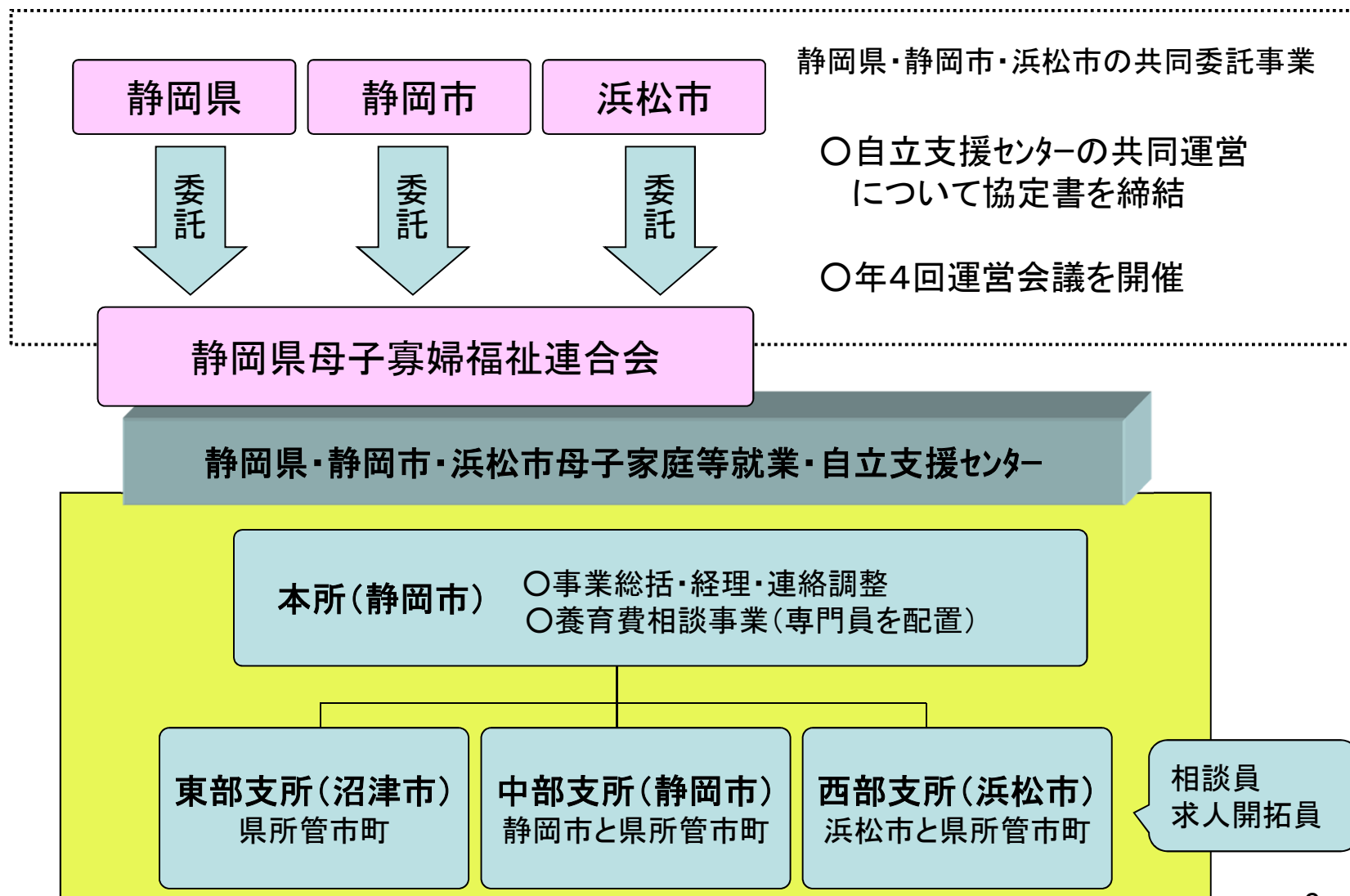
ひとり親家庭生活支援事業		
ひとり親家庭相談支援事業	○	
生活支援講習会等事業	○	
ひとり親家庭情報交換事業	—	(実施の検討)
児童訪問援助事業(ホームフレンド)	—	
学習支援ボランティア事業	—	(実施の検討)
その他		
保育所・放課後児童会の優先入所	○	
保育料の軽減	○	
放課後児童会利用料の軽減	○	
福祉乗車証制度	—	
バス等特別乗車券	—	
ひとり親家庭のための合同就職説明会(県事業)	協力	
静岡県ひとり親家庭子育てサポート事業(県事業)(※)	—	(実施の検討)

(※)各種保育サービスの利用料金を助成(政令市除く)

対象事業:病児・病後児保育事業、延長保育事業、休日保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

補助率:利用料金の減額分(県1/2 市町1/2)

母子家庭等就業・自立支援センター事業



浜松市のひとり親家庭について

①世帯数

(平成22年国勢調査)

区分	世帯数(件)		割合
母子のみの世帯	3,892	9,915	39.3%
母子以外に同居家族がいる母子世帯	6,023		60.7%
父子のみの世帯	486	1,827	26.6%
父子以外に同居家族がいる父子世帯	1,341		73.4%
計	11,742		

②児童扶養手当受給世帯数 (平成25年4月1日)

母子 4,636件
父子 151件

③浜松市ひとり親家庭等自立支援手当受給世帯数 (平成25年4月1日)

母子 836件
父子 37件

④浜松市母子寡婦福祉会

会員数 母子 163世帯
父子 4世帯

生活の現状と課題

①生活・経済的支援

○現状

- 「パート、アルバイトの収入で、どうやって生活しているのか心配」母子寡婦福祉会の役員の声
- 「就職にあたって自家用車が必要。購入費用の助成をしてもらえないか」、「自家用車がなければ生活できない。ガソリン代を補助してもらえないか？」という母親の声
- 「中卒で母子家庭となった場合などは、車の免許を持っていないことが多い。免許取得のための助成があれば良い」という母子家庭等就業・自立支援センター職員の声
- 「子どもの高等学校・大学教育までを考えた支援をして欲しい」
- 「母子家庭等医療費助成を現物給付にして欲しい」
- 養育費相談は当事者の意向を重視した対応をしている

○課題

- 個々の実情に応じた支援について
- 母子家庭等医療費助成について償還払いから現物給付のシステム改修費の確保
- 養育費相談への対応

②生活環境を整えるための支援

○現状

- 住居の確保
 - ・「市営住宅等公的な住宅は立地が不便であるので、職場、学校に利便の良い一般アパートの家賃は高い」また「時期によっては募集がない場合もある」
- 保育所の入所
 - ・ 待機児童が多いため適時に入所できない。「一時保育の利用も儘ならない」
 - ・ 「就労が決まって保育所に入所できるまでの間、職業訓練時の託児を延長して利用できないか」

○課題

- 低廉な家賃で入居できる市営住宅の提供
- 早急な保育所待機児童解消
- 緊急的託児事業について

③就業支援

○現状

- 「職場の理解が得られない」「職場内に専任の相談支援担当者がいると助かる」
- 個々の就労意識が違う。意識の高い人は、制度を活用して就労に繋がるが、育児や心の悩み等を抱える人や就労経験がなく自信がない人の場合は就労に結びつきにくい
- 高等技能訓練促進費等事業:利用者は少ないが、ほぼ全員が就業

○課題

- ひとり親家庭に対する社会的理解の拡大
 - ・職場の理解の拡大、担当者の配置等の協力
 - ・地域の理解者を増やす
- 就労、自立した生活を送るための支援
 - ・当事者同士の支援の仕組み

高等技能訓練促進費等事業について

上段: 当該年度修了者

下段: 修了者の就職実績

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計	H24
看護師		1	1	3	1	1	7	6
		1	1	2	1	1	6	確認中
介護福祉士				1			1	2
				1			1	確認中
社会福祉士								2
								確認中
保育士					1	1	2	
					1	1	2	
歯科衛生士	1	2					3	
	1	2					3	
栄養士					2		2	
					2		2	
准看護師	6	3	6	5	5	5	30	9
	6	3	5	5	4	5	28	確認中
その他		1	3				4	1
		1	3				4	確認中
計	7	7	10	9	9	7	49	20
	7	7	9	8	8	7	46	—

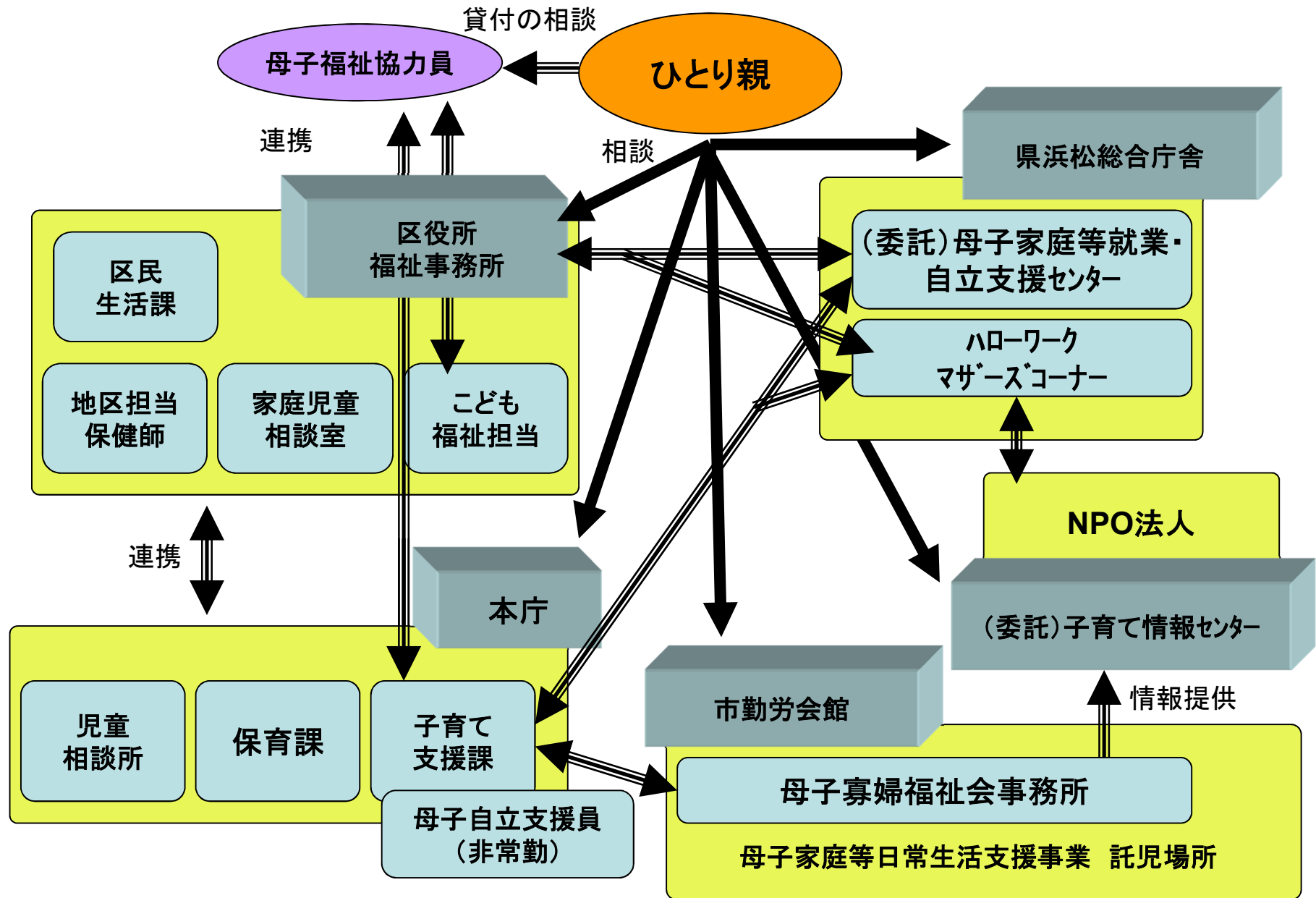
今後の取組み

○ 未実施事業の取組み

○ 継続した寄り添い型相談支援体制の充実

- 母子自立支援員等の人材確保と専門員としての位置づけと必要な予算措置
- 行政、地域の支援者、支援団体等の連携強化
- ひとり親の実態に合わせた、虐待、不登校、いじめ、ひきこもり等の状況に対応できる相談支援体制の充実
- 養育費相談の充実
- 夜間の相談体制

相談・支援体制



今後の取組み(続き)

- 実態に合った経済的支援
 - ひとり親家庭が安定した勤労収入を得られるまでの支援
 - 子育て支援サービスの拡充と利用に関する助成

- 安定した家族関係への支援
 - 子育て支援、親支援施策の充実
 - 子育て家庭への周囲の理解と協力

- ひとり親家庭の支援策の周知の工夫
 - 支援を必要とする家庭に必要な情報が届く工夫
(例)「ひとり親家庭サポートシステム」

資料3
三木委員提出資料

ひとり親家庭への支援 ～戸田市～

H25. 6. 7

1. 戸田市の紹介



＜東京都と隣接した、利便性の高い市＞

- 東京都心から約20 kmの距離
- 面積は約18 km² (新宿区とほぼ同じ)
- 5市2区と隣接
- JRで新宿へ約20分
(JR埼京線3駅を有する)
- 車で都心環状線へ約30分
(首都高速、東京外環道路が走る)

＜人口＞

128,345人 (H25.4.1現在)

大型マンションの増加等により、今後も増加を続ける見込み

2. 戸田市の子育て支援

☆平均年齢39.13歳(H25.4.1現在) → 県内で1,2位を争う若さ

☆合計特殊出生率1.42(H23年) → 国(1.39)、県(1.28)と比べて高い率



子育て家庭の割合が多いため、子育て支援を重点施策として推進

H20年4月の組織改正により「こども青少年部」を設置

- 産前産後支援ヘルプサービス … 家事・育児手伝い等のヘルパー派遣
- 地域子育て支援拠点 … 市内18カ所
- ショートステイ・トワイライトステイ
- 家庭児童相談員の配置 … 相談員6名及び巡回相談員2名
- こども医療費の拡充 … 0歳～中学卒業まで全額助成 等、戸田市独自の施策を持つ。

平成19年度 地域子育て応援タウン認定市町村

戸田市



地域子育て応援タウン認定要件の整備状況

- 子育ての総合支援窓口
平成17年4月設置
(市役所子ども家庭課)
- 地域子育て支援拠点
9か所
(対中学校区 9か所/6区)
- 市町村子育て支援ネットワーク
平成18年7月活動開始
(市内23機関参加)

セールスポイント

子育て家庭の「困った」に応える

出産しても安心サービス

(妊娠中から産後6か月までの家事・育児を支援く家事支援サービス)

みんなで集めた子育て情報

(市民の編集による子育て応援ブックの発行)

残業しても安心サポート

(トワイライト事業で夜10時まで児童を一時預かり)

隣近所に子育て拠点

(学童クラブ施設の活用などにより、子育て支援拠点をきめ細かく設置)



放課後児童クラブを活用した市独自の子育て支援拠点



子育て応援ブックには、親子で楽しめる公園情報も満載

埼玉県が平成19年度から認定
《第1回認定を受ける(2市2町)》

認定要件の他に、
特徴のある取り組みとして

- ・産前産後支援ヘルプサービス事業
- ・子育て情報誌
- ・トワイライトステイ事業
- ・地域子育て支援拠点をきめ細かく設置
(中学校区6に対して現在は18か所)
- ・家庭児童相談員6名配置

2. 戸田市の子育て支援 ～主な関連組織～

- こども青少年部

こども家庭課	医療・手当、子育て支援事業、相談事業など
保育幼稚園課	保育所入所、家庭保育室、幼稚園補助金など
児童青少年課	学童保育室、児童センター、青少年育成など

- 福祉部

障害福祉課	医療・手当、手帳交付、相談支援、障害児サービス支給決定など
福祉保健センター	妊婦保健事業、乳幼児健診、相談事業など
生活支援課	生活保護、住宅手当、生活困窮者の相談など

- 教育委員会事務局

教育総務課	入学準備金・奨学資金貸付など
指導課	教育センター（教育相談）など
学務課	就学援助、通学区域、学校保健、児童生徒の転入・転出事務など

3.ひとり親家庭支援の現状

◆ひとり親家庭世帯数（H22年国勢調査より）

戸田市：総数 54,149世帯、
母子世帯 765世帯、父子世帯 146世帯
（他の世帯員がいる世帯を含む）

国：総数 51,842,307世帯、
母子世帯 755,972世帯、父子世帯 88,689世帯

※「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯
（他の世帯員がいないもの）」世帯数

3.ひとり親家庭支援の現状

◆戸田市のひとり親家庭支援事業

経済的支援

- ・児童扶養手当
- ・遺児手当
- ・ひとり親家庭等医療費助成

就業支援

- ・ひとり親家庭自立支援給付金
(教育訓練給付金・高等技能訓練促進費)
- ・母子家庭等日常生活支援事業
- ・母子自立支援員の配置
- ・母子自立支援プログラム策定事業

3.ひとり親家庭等支援の現状

◆戸田市のひとり親家庭支援事業

子育て・生活支援

- ・子育て短期支援事業（ひとり親家庭に限らない事業）
 ショートステイ事業、トワイライトステイ事業
- ・母子生活支援施設への入所
- ・ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成
- ・高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業
- ・保育所入所への配慮
- ・生活・子育てに関する相談
 こども家庭相談センター（家庭児童相談員による相談）など

3-①. 児童扶養手当

		H20年度		H21年度	
支給区分		件数	支給金額（円）	件数	支給金額（円）
全部支給		3,988	166,379,360	3,925	163,751,000
一部支給		4,036	119,113,770	4,248	122,345,980
加算分	2子加算	3,158	15,790,000	3,182	15,910,000
	3子以降加算	775	2,325,000	905	2,715,000
合計		8,024	303,608,130	8,173	304,721,980

※加算分の件数は全部支給、一部支給の内、該当件数を掲載しています。

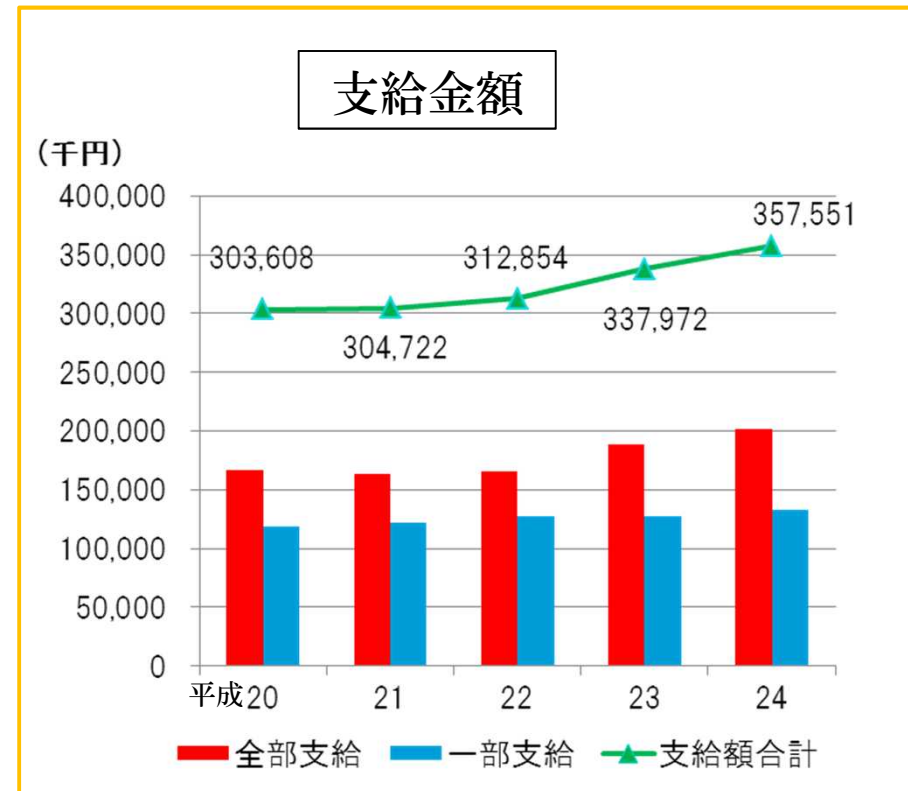
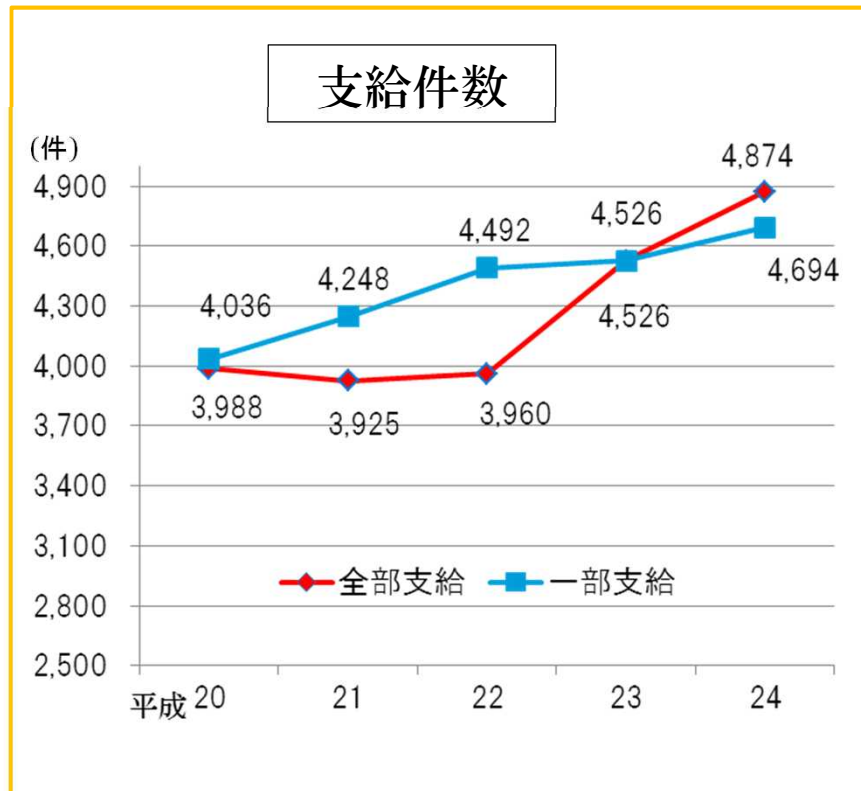
		H22年度		H23年度		H24年度	
支給区分		件数	支給金額（円）	件数	支給金額（円）	件数	支給金額（円）
全部支給		3,960	165,211,200	4,526	188,305,880	4,874	202,127,920
一部支給		4,492	127,637,380	4,526	127,668,730	4,694	133,074,110
加算分	2子加算	3,392	16,960,000	3,704	18,520,000	3,787	18,935,000
	3子以降加算	1,015	3,045,000	1,159	3,477,000	1,138	3,414,000
合計		8,452	312,853,580	9,052	337,971,610	9,568	357,551,030

※戸田市児童育成手当の創設

H21年度、父子家庭への支援を目的として創設（施行日H22年2月）

H22年度、国の制度改正により父子家庭への支援が開始されたため、廃止

【児童扶養手当の支給件数・金額の推移】

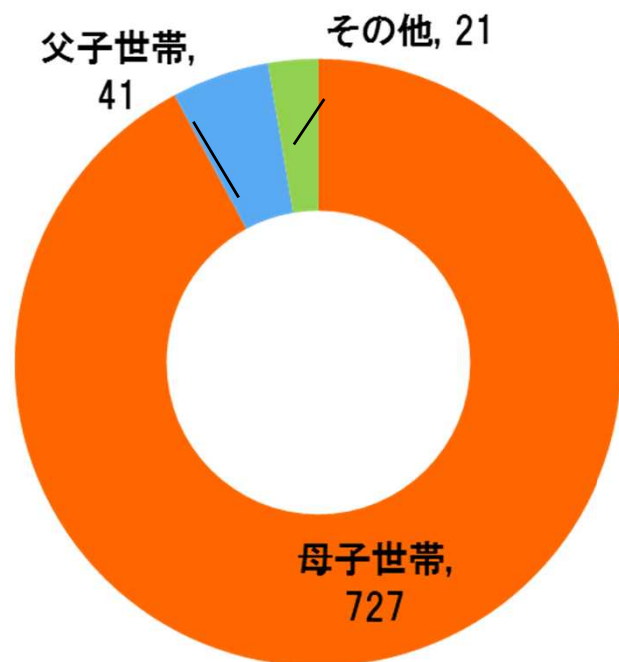


当初、一部支給の件数が上回っていたが、H23年を境に逆転した。
 全部支給の件数が伸びたことにより、支給金額が増加した。
 なお、H22年から、父子家庭への支給が開始されている。

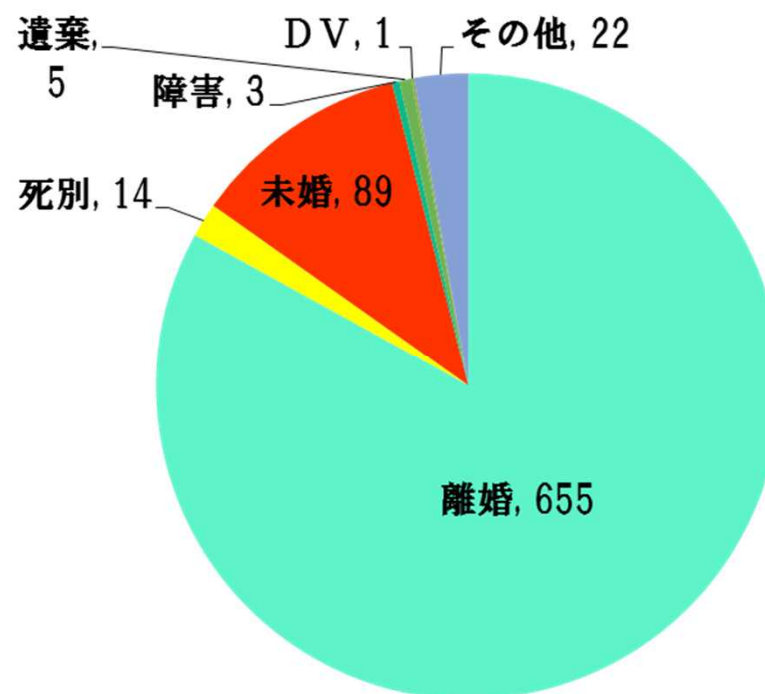
児童扶養手当の受給状況内訳(H25.4現在)

受給者数は789人。なお、全部停止者数は100人

受給者の世帯分類(単位:人)



受給事由(単位:人)



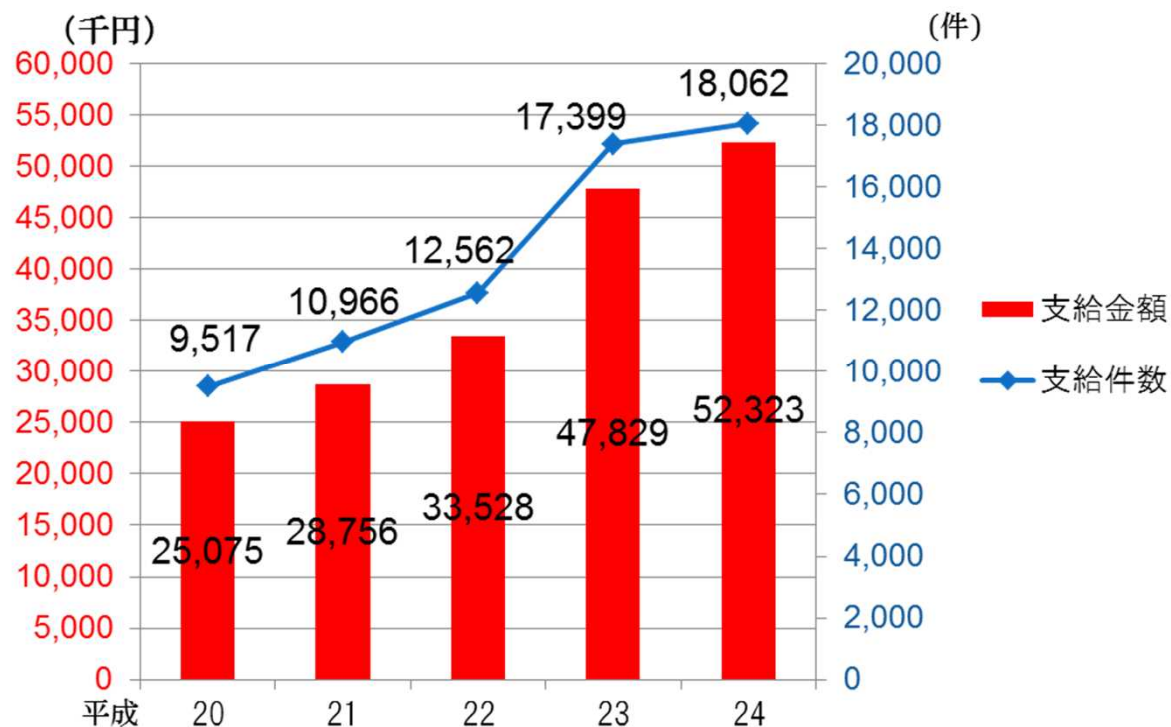
3-②. ひとり親家庭等医療費助成

区分	平成20年度		平成21年度	
	件数	支給金額（円）	件数	支給金額（円）
父母等	5,381	15,959,327	6,007	17,695,895
児童	4,136	8,966,242	4,959	11,060,290
合計	9,517	24,925,569	10,966	28,756,185

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	支給金額（円）	件数	支給金額（円）	件数	支給金額（円）
父母等	7,037	21,192,887	9,602	29,676,056	10,365	34,081,022
児童	5,525	12,335,414	7,797	18,152,894	7,697	18,241,538
合計	12,562	33,528,301	17,399	47,828,950	18,062	52,322,560

保険診療一部負担金と入院時食事療養費の全額助成をおこなっている。
H22年9月から、受給資格者証の提示により、市内（隣接の蕨市を含む）の医療機関で窓口負担なし。

【ひとり親家庭等医療費支給件数・金額の推移】



H22年9月診療分から、受給資格者証の提示により、市内（隣接の蕨市を含む）の医療機関で現物給付（窓口負担なし）を開始し、H22年-H23年の間で支給件数が増加した。

3 — ③. 高等技能訓練促進費

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数	1	5	9	8	7
支給額(千円)	1, 410	5, 267	8, 444	8, 429	7, 665
内容	准看護師	准看護師 1名卒業就職	正・准看護師、 介護福祉士、 保育士、 社会福祉士 3名卒業就職	正・准看護師、 介護福祉士、 保育士、 社会福祉士 4名卒業就職	正・准看護師、 保育士、 社会福祉士、 2名卒業予定

3－④.就業支援

- 「母子自立支援員兼母子自立支援プログラム策定委員」を設置（H23年10月）
家庭児童相談員6名が兼務
平成24年度延べ相談件数260件うち就労相談が59件
- 「福祉から就労」における協定を川口公共職業安定所と締結
※「生活保護受給者等就労自立促進事業」（平成25年度より）

戸田市の児童扶養手当受給世帯	789件	（平成25年4月末現在）
生活保護受給母子世帯	107件	（ ” ” ” ” ）

<実績>

H23年度に1件、H24年度に5件の利用があり、就労に結び付いた。

<利点>

具体的に利用者の状況を把握したうえでハローワークの支援が実施されるので、より現実的な求職活動ができる。

相談していくなかで、職業訓練や資格講座受講などの他の支援とつながる。

3－④.就業支援

- 母子自立支援員
家庭児童相談員 6 名が兼務
家庭全般の相談、生活の安定を図る相談支援をする中で、就業へと働きかけている。
 - 母子家庭等日常生活支援事業
生活支援の位置づけであり、実績数も少ないが、相談業務の中でメニューの一つとしても利用
- <実績>
H23年度に 3 件、H24年度に 1 件の利用
- <他機関との連携>
- ふるさとハローワーク（国との共同運営）
市役所 1 階に設置されており、画面検索、相談ができる。
ひとり親の方の利用もある。
 - 母子福祉センター（県設置）主に貸付金の相談

保育の状況

保育園

- 認可保育所（公立8園、私立13園）
 保育所の新設（H23年2園、H24年1園、H25年2園の民間保育所を開設）
- 認可外保育室（市内17か所、市外8か所）
 家庭保育室保育料軽減事業
- 一時保育、一時預かり（保育所型9か所、地域密着型1か所）
- 病児・病後児保育（2か所）
- 休日保育（1か所）

その他の保育サービス

- 学童保育室 各小学校敷地内に設置（12校に22室）
- ファミリー・サポート・センター（社会福祉協議会に委託）
- 緊急サポート事業（緊急サポートセンター埼玉に委託）
- トワイライトステイ事業、ショートステイ事業

3－⑤.母子生活支援施設

むつみ荘 20世帯 }
小規模分園型（サテライト）5世帯 } 社会福祉法人むつみ会（S57年4月開所）

<入所者について>

市が定期面談、施設と処遇を検討し、支援を実施

DV避難や精神疾患などの問題を抱えているケースも多いため、まずは生活の安定・養育支援・母子関係の調整・傷病の治療等を目的とし、最終的に経済的自立をさせる。

「福祉から就労」により就労が決定し、退所に至った例も（2件）ある。

<施設側の取り組み>

- ・ボランティアによる入所児童への学習支援
- ・心理士による母子面接
- ・トワイライトステイ事業
- ・一時預かり事業
- ・母子家庭食育サポート事業
- ・戸田市母子寡婦福祉会との協働事業
- ・保育機能強化事業

など

3－⑥. 母子寡婦福祉貸付金

H23年度	…	14件（修学、就学支度金）	※申請は10件
H24年度	…	6件（修学、就学支度金）	※申請は18件

《参考》 その他教育資金等

- ・ 就学援助
- ・ 入学準備金貸付制度
- ・ 奨学資金貸付制度
- ・ 海外留学奨学制度
- ・ 外国人学校児童生徒保護者助成金制度 など

3－⑦. 戸田市母子寡婦福祉会

- ・ 母子家庭等交流・生活支援モデル事業
県からの委託事業。H23～H25
会員等を問わず地域での交流事業を実施。
市の協力として参加者向けにひとり親支援制度の講座を実施。

3－⑧. 各支援事業の周知

- 子育て応援ブックの配布
→関連部署の、子ども関連の制度等を集約し作成。出生や転入時に配布
- 広報
→毎年5月に制度案内を掲載。10月に特集記事
お知らせは、その都度掲載
- 市HP
→関連部署の情報を集約した「子育てのページ」を作成
- 子育て情報ラックの設置 市庁舎、子育て支援センターなど
- 広場等巡回相談、乳幼児健診時に制度・事業の案内
- 児童扶養手当の現況届通知に、福祉から就労支援事業の案内文を入れる。
(通常月1回の日曜開庁、現況時には2回開庁)

4. 課題

- 各事業の低い利用率
 - 他の子育て支援と同様に周知するよりも、制度を必要としている人への効果的な周知方法を検討する必要がある。
- 就業支援の難しさ
 - 働く意欲があっても、条件などにより就労に結びつかない。
また、就労意欲のない方への取り組みが難しい。

<社会的な課題>… 制度の充実だけでなく、雇用面など多方面の調整が必要

- 母子家庭の収入はそもそも低い。1人で子育てをするため、就ける仕事に限られてくる（非正規雇用など）。
- 母子家庭に至る状況が様々であり、未婚や若年出産、DV、精神疾患、子の発達障害など、就労支援以前に解決せねばならない問題を持っている場合が多い。
そのような人は、就労できたとしても、長続きしないことが多い。

<養育費に関して>

- 離婚に際して、養育費が請求できるという知識が不足
- 養育費に関する話し合いがなかったり、手続きが大変とっていたりする。
どうせ支払えない、子どもに会わせたくないなど、感情的になっていることもある。

5. 今後の支援に向けて

<ニーズに合った施策に>

制度・メニューはあるが、利用したいという家庭に情報等が届いているのか。内容を充実させるとともに、利用しやすい制度にする必要がある。

<必要な支援のコーディネート>

ひとり親家庭の自立のためには、子育て支援全般と、母子・父子家庭として支援される制度のすべてから、各々の状況に合ったものをマッチングしていく必要がある。

- 該当者が自らマッチングを行うことは難しい場合が多い。
- 総合的にコーディネートするシステムが必要ではないか。
(人・組織→ 母子自立支援員、母子寡婦福祉会など)

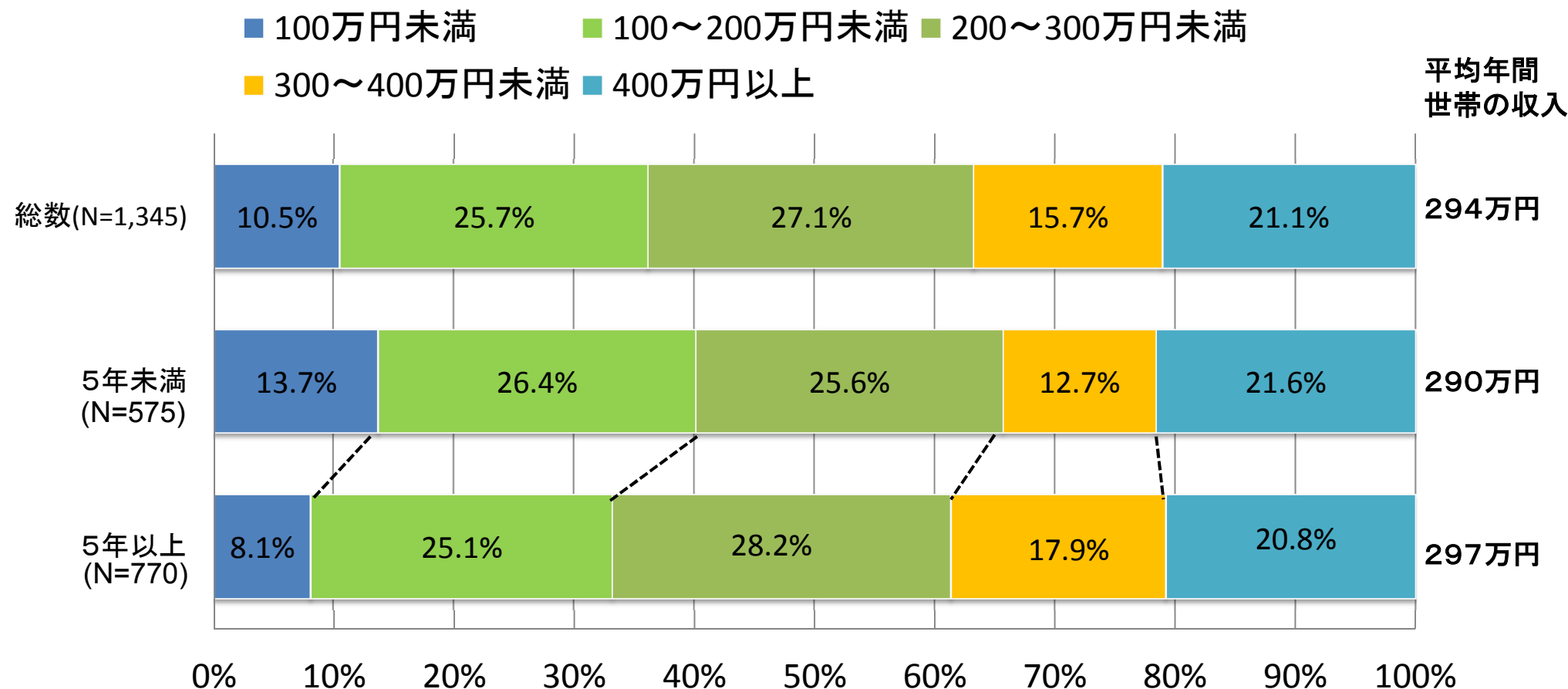
<よりわかりやすく>

重複している制度や、申請・相談窓口の見直しを図る必要がある。

前回の指摘事項について

母子世帯になってからの期間別の世帯の収入の状況

○期間別の収入分布では、5年未満では「100万円～200万円未満」が26.4%と最も多く、5年以上では「200万円～300万円未満」が28.2%と最も多い。

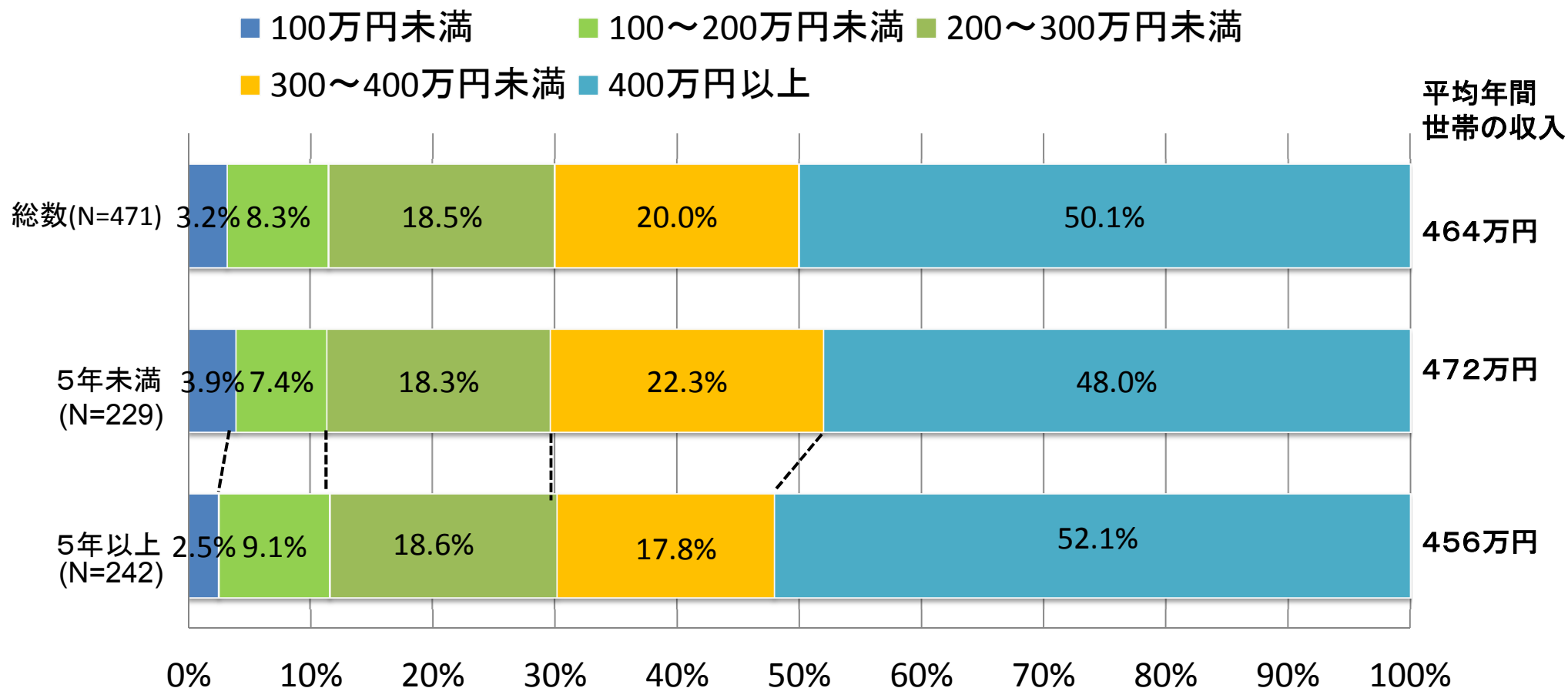


※ 母子世帯になってからの期間が不詳のものを除く。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

父子世帯になってからの期間別の世帯の収入の状況

○期間別の収入分布では、5年未満では「400万円以上」が48.0%と最も多く、5年以上でも「400万円以上」が52.1%と最も多い。

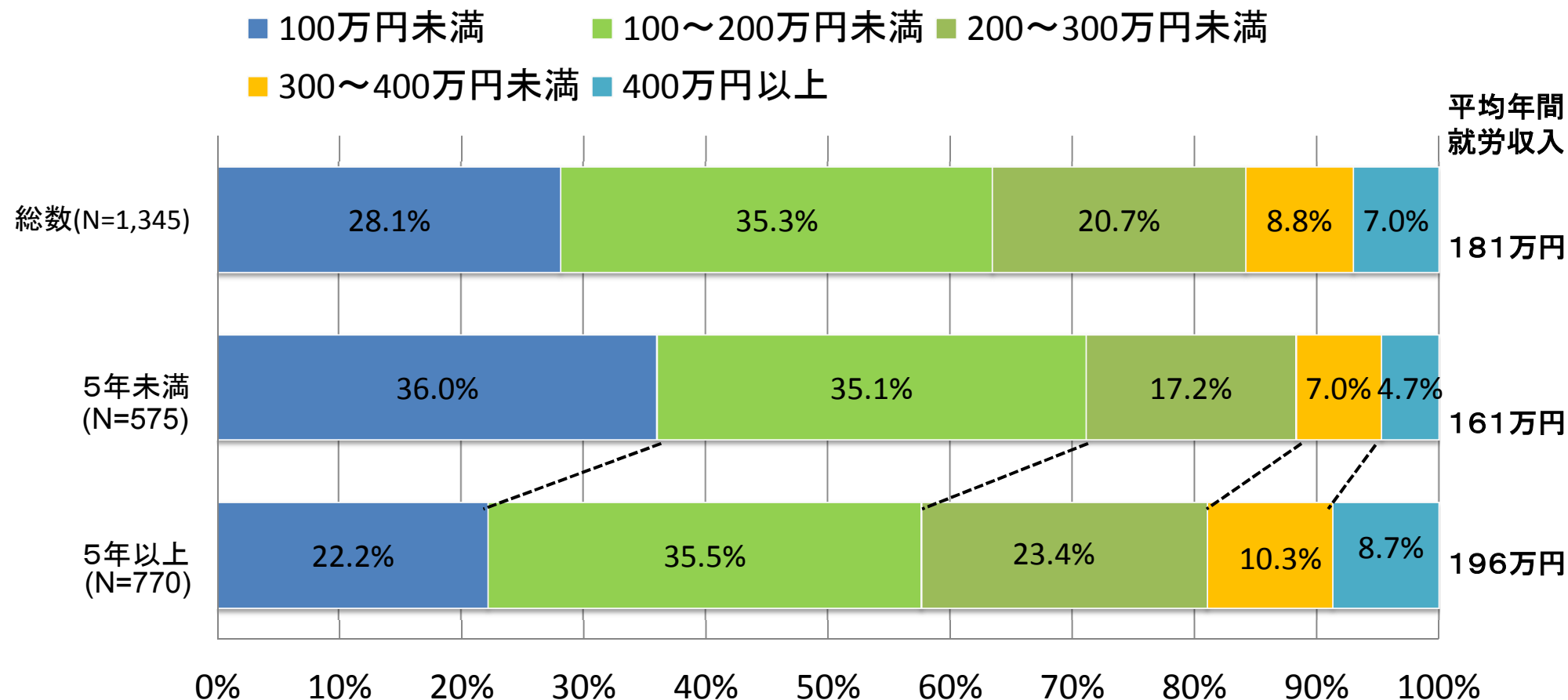


※ 父子世帯になってからの期間が不詳のものを除く。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

母子世帯になってからの期間別の就労収入

○期間別の収入分布では、5年未満では「100万円未満」が36.0%ともっとも多く、5年以上では「100万円～200万円未満」が35.5%ともっとも多い。

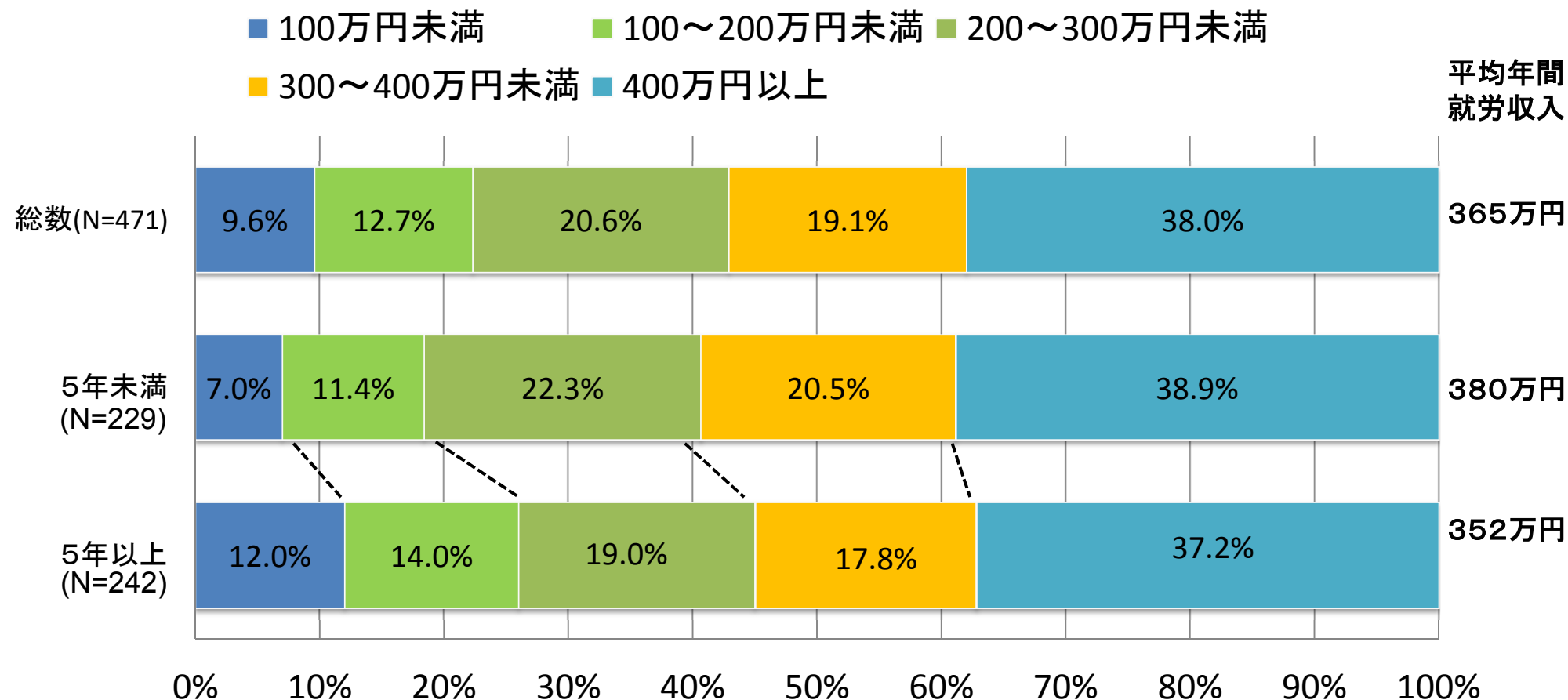


※ 母子世帯になってからの期間が不詳のものを除く。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査特別集計

父子世帯になってからの期間別の就労収入の状況

○期間別の収入分布では、5年未満では「400万円以上」が38.9%でもっとも多く、5年以上でも「400万円以上」が37.2%ともっとも多い。

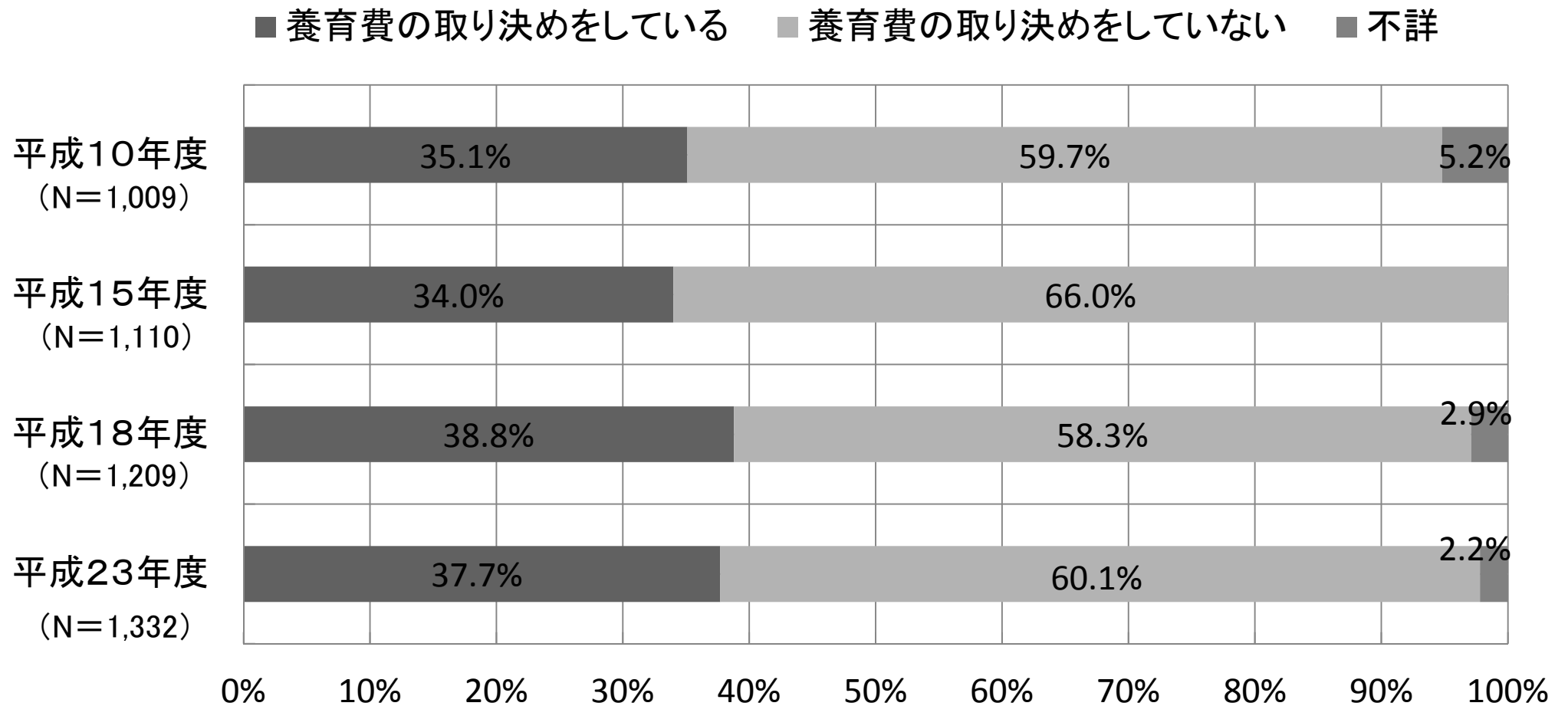


※ 父子世帯になってからの期間が不詳のものを除く。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査特別集計

母子家庭の養育費の取り決め状況の推移

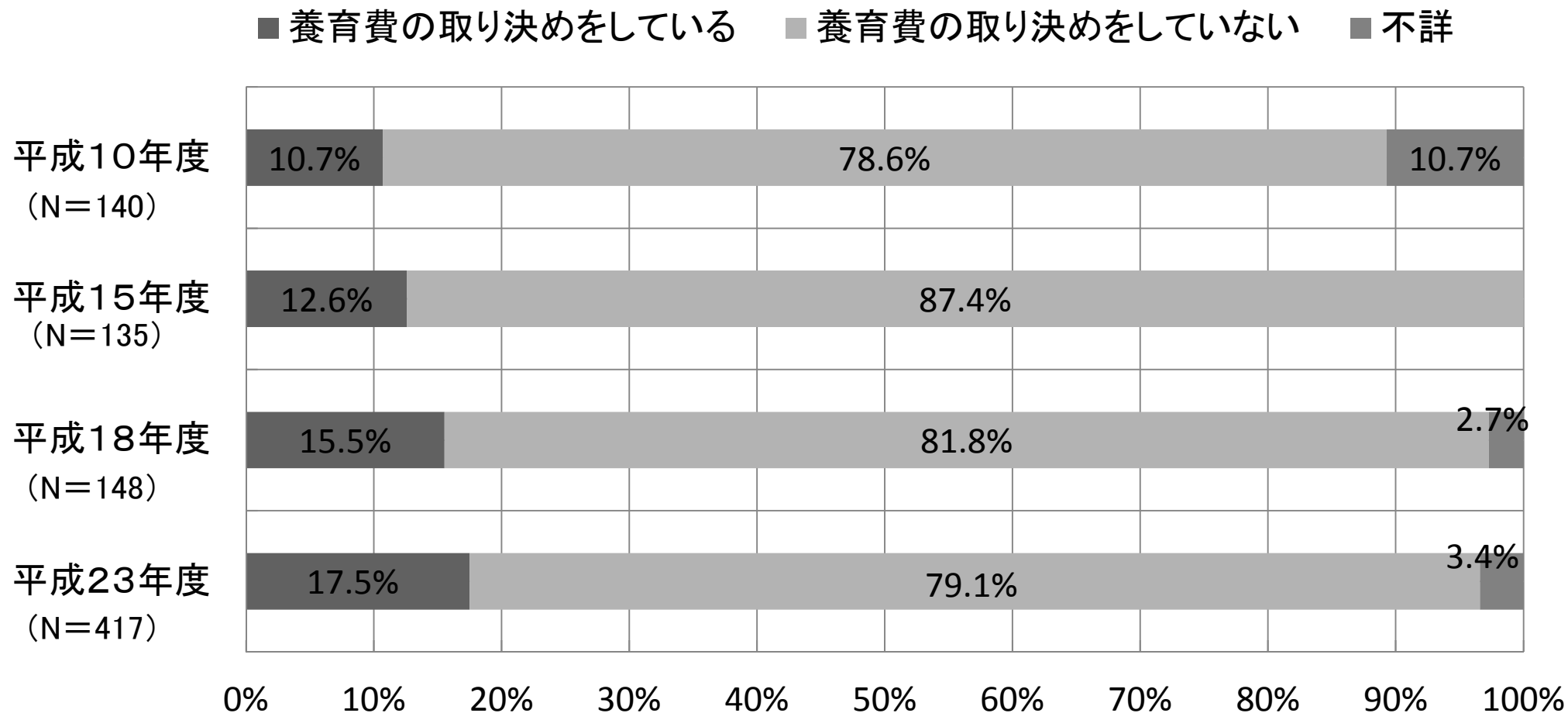
○ 「養育費の取り決めをしている」は、30%台で推移。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

父子家庭の養育費の取り決め状況の推移

○ 「養育費の取り決めをしている」は、10%台で推移。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

離婚届書のチェック欄のチェック状況調査結果(H24年4月～12月分)

未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数 96,198件
(離婚届総件数 181,680件)

【養育費について】

未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数(96,198件)中
養育費の分担欄に次のいずれかのチェックが付されているもの
72,271件(未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数中75%)

うち

- ・「取決めをしている」にチェックが付されているもの
52,016件(未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数中54%)
- ・「取決めをしていない」にチェックが付されているもの
20,255件

【面会交流について】

未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数(96,198件)中
面会交流欄に次のいずれかのチェックが付されているもの
72,503件(未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数中75%)

うち

- ・「取決めをしている」にチェックが付されているもの
51,656件(未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数中54%)
- ・「取決めをしていない」にチェックが付されているもの
20,847件

(資料:法務省民事局からの提供資料)

(参考) 離婚届の様式(記載例)

離婚届 平成24年4月10日届出 東京都千代田区長 殿		受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
		第 号	第 号
送付 平成 年 月 日		長印	
第 号			
告知調査	戸籍記載	記載調査	調査票
附票	住民票	通知	
(1) 氏名	夫 氏名 太郎 妻 氏名 花子		
生年月日	昭和54年1月1日 昭和55年2月3日		
住所	東京都千代田区霞が関 1丁目1番1号 世帯主の氏名 氏名 太郎	神奈川県那覇市樋川 1丁目1番1号 世帯主の氏名 氏名 花子	
(2) 本籍	東京都千代田区丸の内1丁目1番地番 氏名 氏名 太郎		
父母の氏名	夫の父 氏名 一郎 続き柄 母 一子 妻の父 氏名 戸籍太郎 続き柄 母 葉子		
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決		
(4) 婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 氏名 洋 妻が親権を行う子		
(6) 同居の期間	平成19年1月から 平成24年2月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)		
(7) 別居する前の住所	東京都千代田区霞が関1丁目1番地番		
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者いない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		
(9) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業		
その他			
届出人署名押印	夫 氏名 太郎 印 妻 氏名 花子 印		
事件番号			

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 本籍地でない役場に出すときは、2通または3通出して下さい(役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。)。また、そのさい戸籍謄本も必要です。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき一調停調査の謄本
 審判離婚のとき一審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき一和解調査の謄本
 認諾離婚のとき一認諾調査の謄本
 判決離婚のとき一判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名印	甲山 孝助 印 2川 竹子 印
生年月日	昭和13年6月10日 昭和15年8月30日
住所	東京都中野区野方 1丁目34番1号 東京都世田谷区若林 4丁目31番18号
本籍	東京都杉並区今川 2丁目1番 東京都千代田区永田町 1丁目1番

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
 義父母についても同じように書いてください。
には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

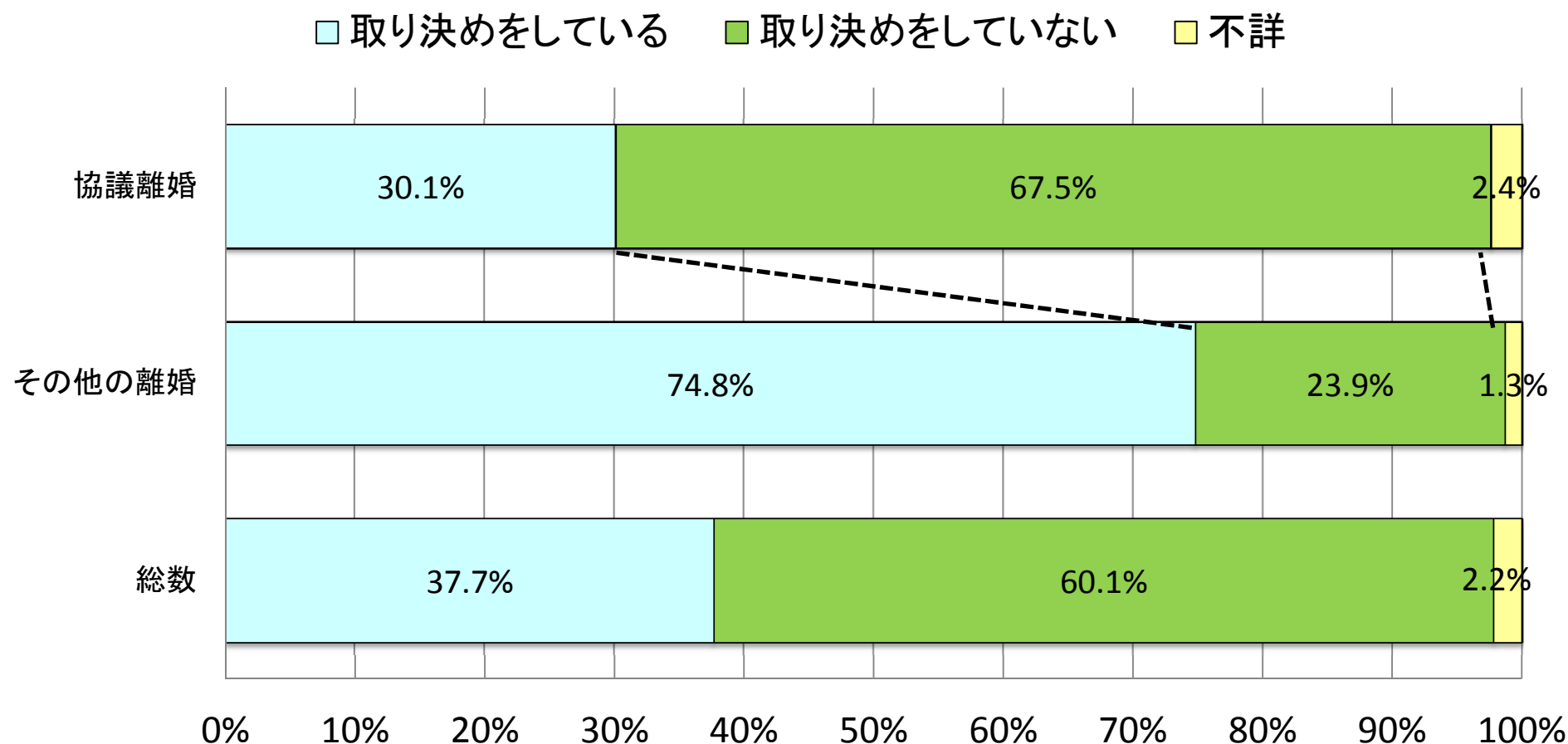
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の○のあてはまるものにしるしをつけてください。
 (面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。

(未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。)

(参考) 母子家庭の養育費の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めている」が30.1%、「取り決めているでない」が67.5%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めている」が74.8%、「取り決めているでない」が23.9%となっている。

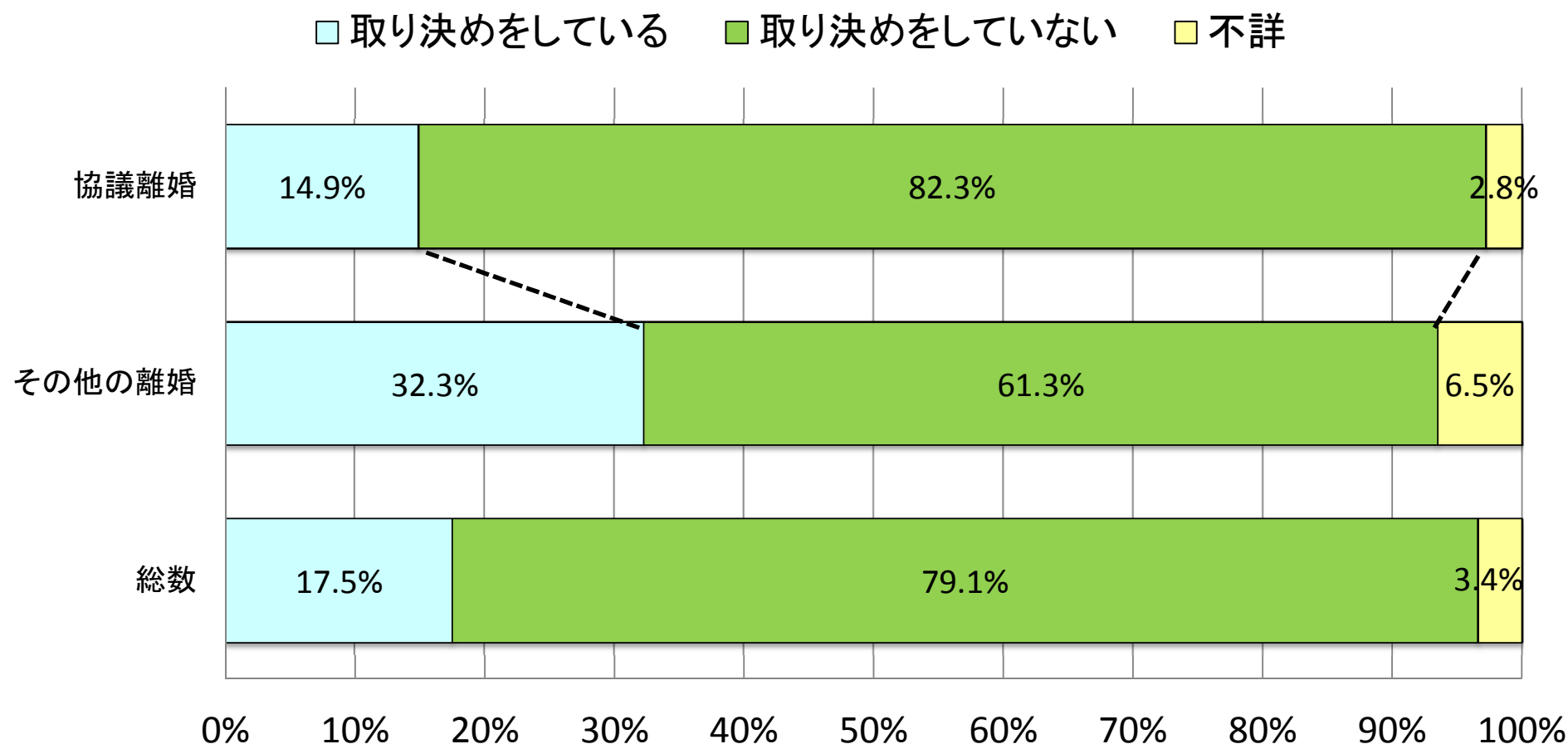


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

(参考) 父子家庭の養育費の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めている」が14.9%、「取り決めているない」が82.3%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めている」が32.3%、「取り決めているない」が61.3%となっている。

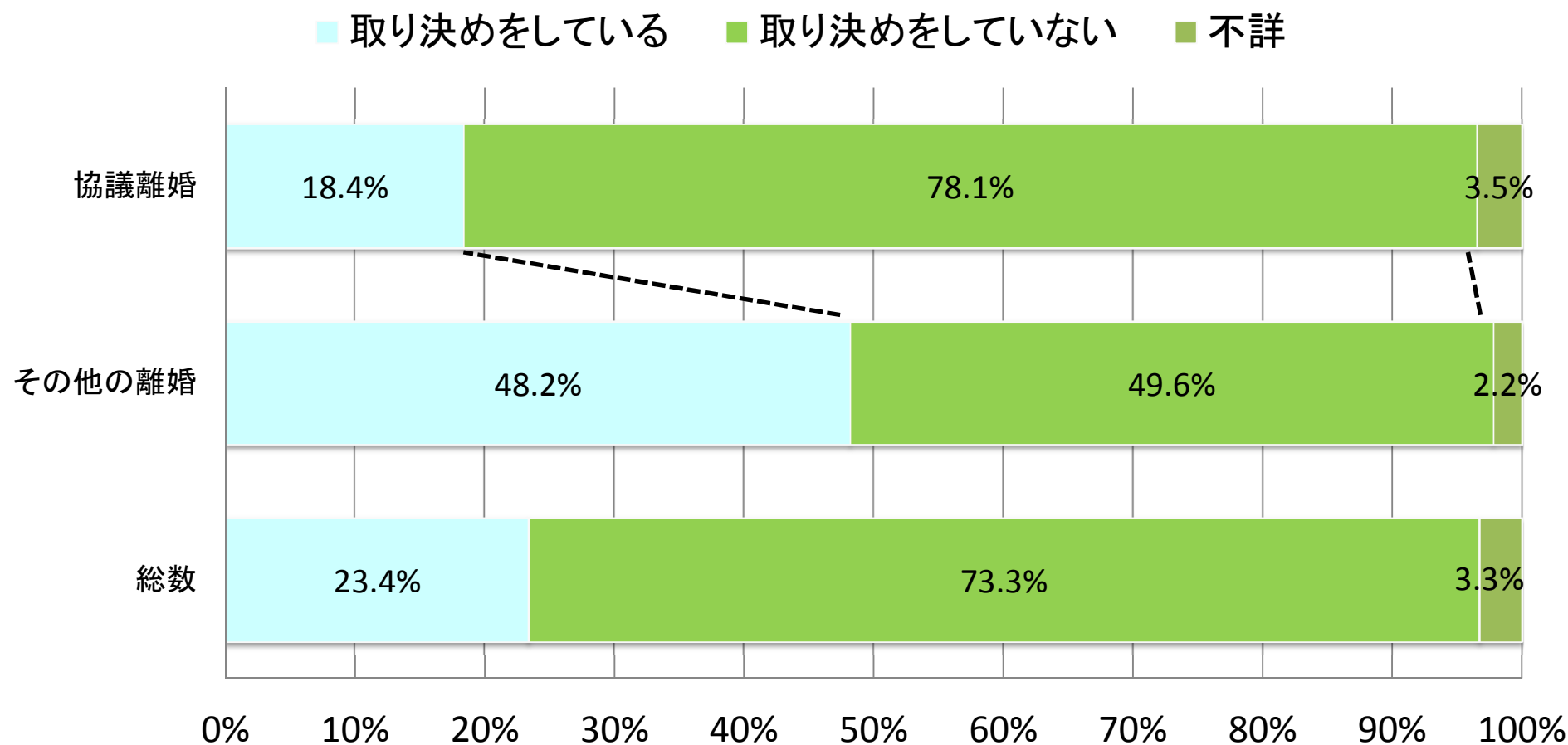


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

(参考) 母子家庭の面会交流の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、面会交流の「取り決めをしている」が18.4%、「取り決めをしていない」が78.1%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、面会交流の「取り決めをしている」が48.2%、「取り決めをしていない」が49.6%となっている。

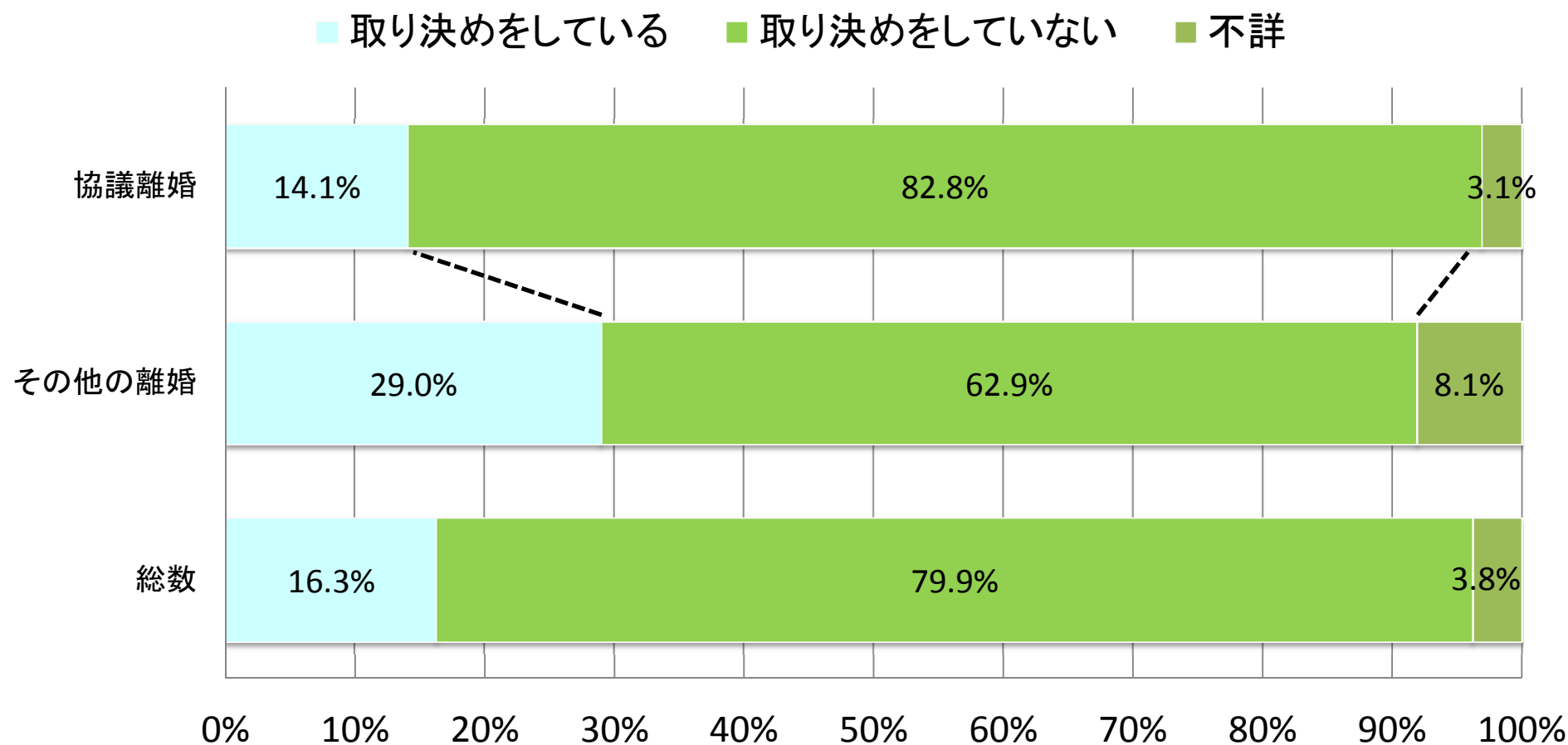


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

(参考) 父子家庭の面会交流の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、面会交流の「取り決めをしている」が14.1%、「取り決めをしていない」が82.8%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、面会交流の「取り決めをしている」が29.0%、「取り決めをしていない」が62.9%となっている。



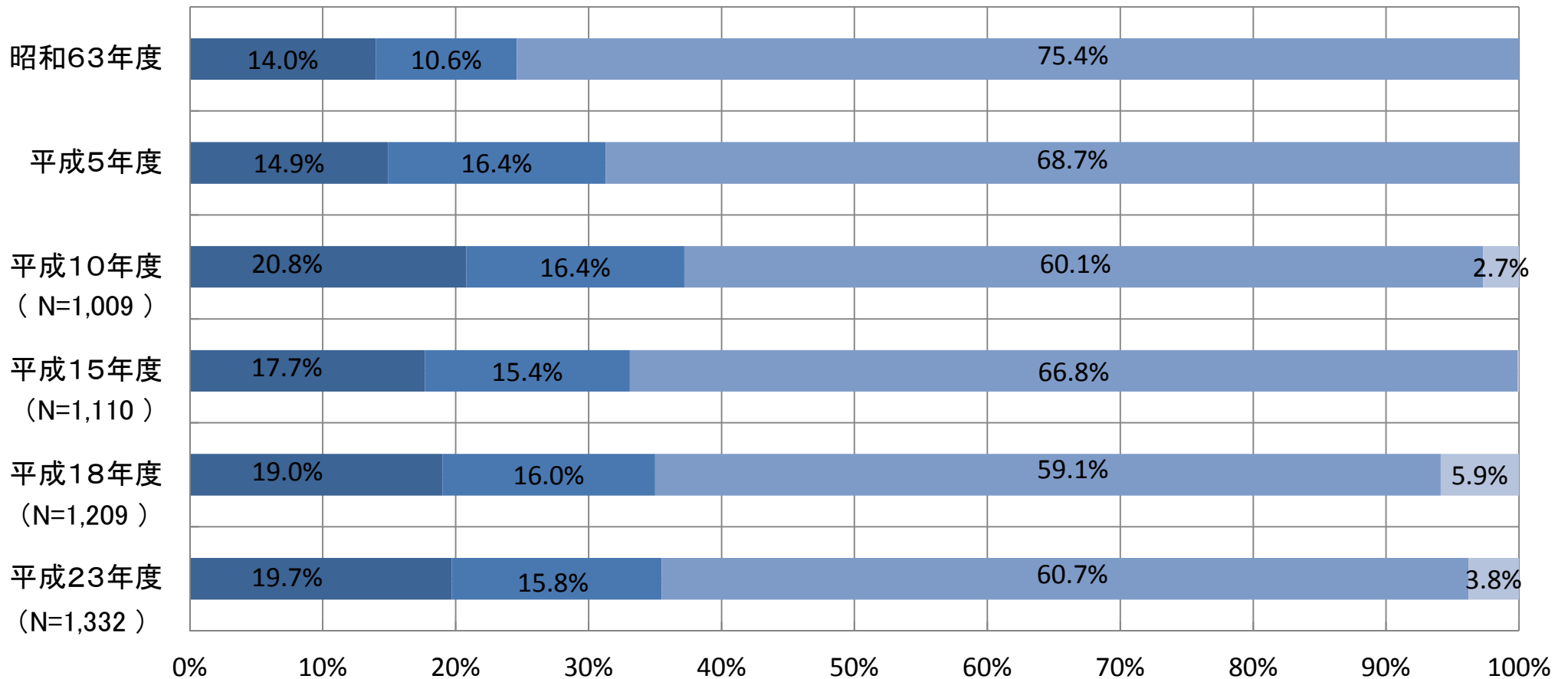
(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

母子家庭の養育費の受給状況の推移

○ 養育費を「現在も受けている」は、10%台で推移。

■ 現在も受けている ■ 受けたことがある ■ 受けたことがない ■ 不詳



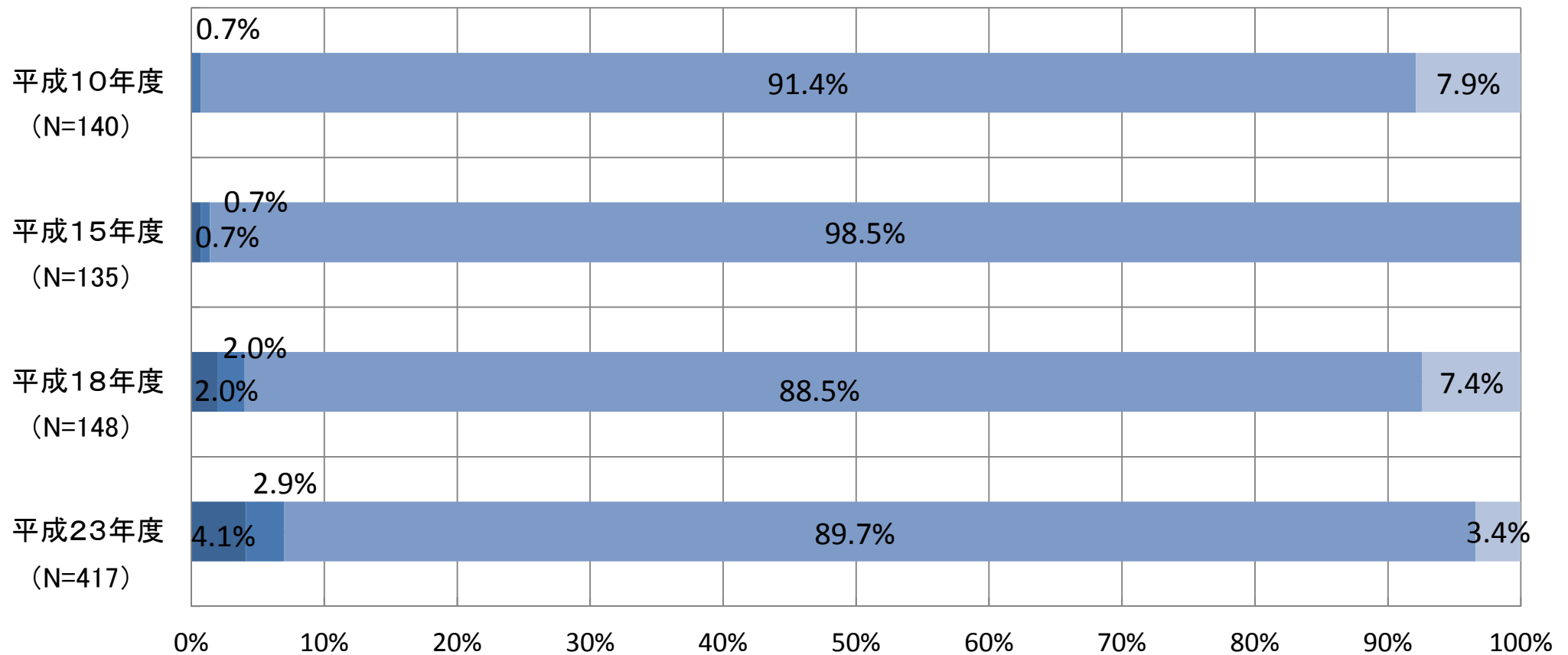
※ 昭和63年度、平成5年度は、客体数不明。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

父子家庭の養育費の受給状況の推移

○ 養育費を「受けたことがない」が、約9割で推移。

■ 現在も受けている ■ 受けたことがある ■ 受けたことがない ■ 不詳



※ 父子世帯の養育費の受給状況の調査は、平成10年度から実施。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

面会交流支援事業

【事業内容】

- 平成23年6月に公布された民法改正法で協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。
- 具体的には、面会交流の取り決めがあり父母間で合意がある児童扶養手当受給者相当（非監護親等）を対象に、面会交流の支援を行うための活動費の補助を行う。

※ 母子家庭等対策総合支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中のメニューとして実施

【沿革】平成24年度創設

(平成24年度の実施状況(東京都))

- 面会交流支援員の配置状況 2名
- 面会交流援助の実件数 11件
- 面会交流援助の延べ件数 34件



円滑な面会交流に向けた支援

取り決めのある面会交流の日程調整、
場所の斡旋、アドバイスなど



事業実施主体：

都道府県・指定都市・中核市

(母子家庭等就業・自立支援センター)

※母子寡婦福祉団体、NPO法人等に委託可

再委託可



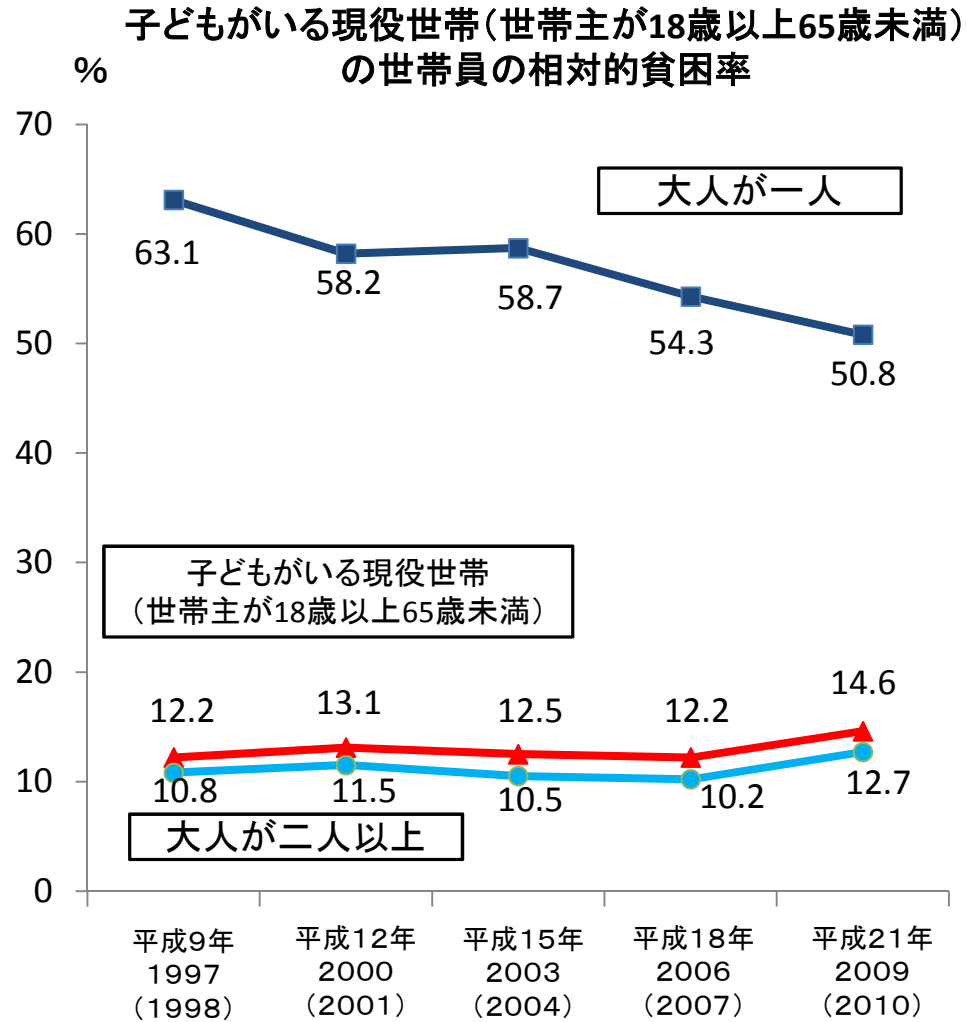
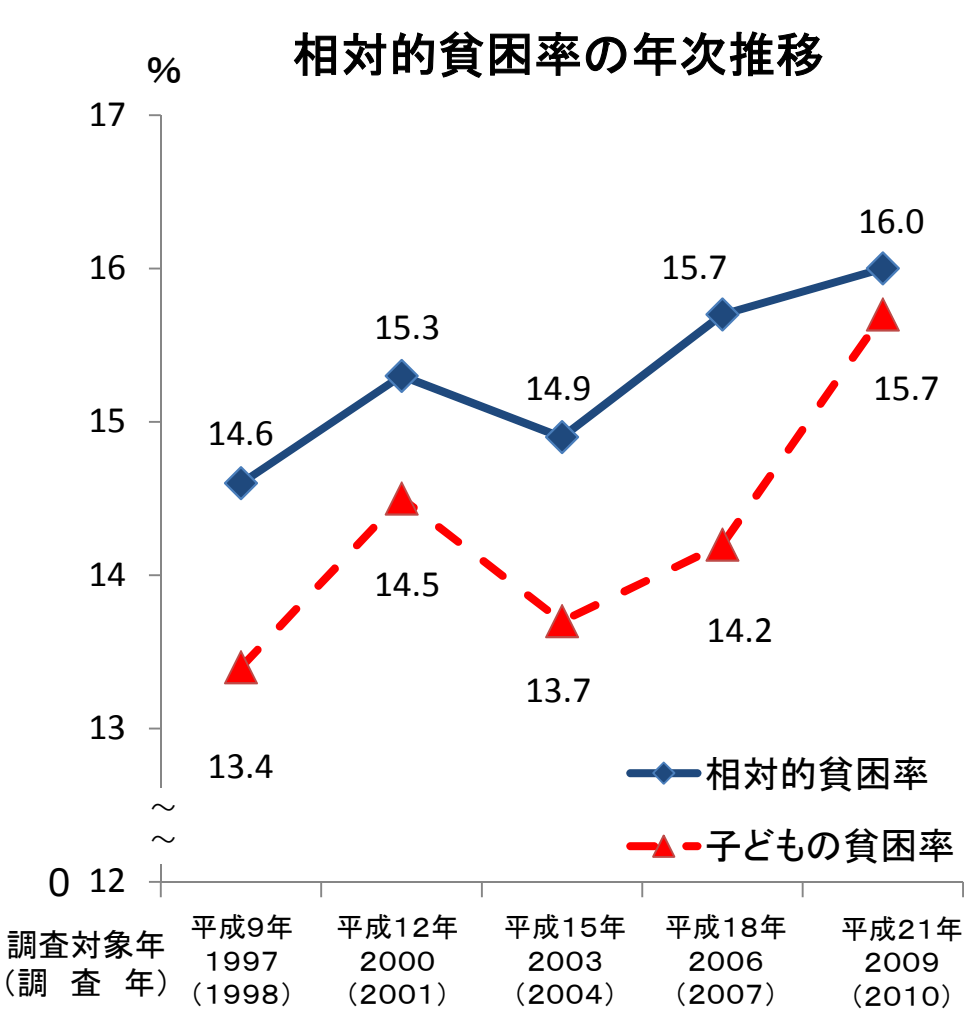
専門的見地からの指導・助言



(公益社団法人)
家庭問題情報センター 等

相対的貧困率の推移について

- 最新(2010年調査)の相対的貧困率は、全体で16.0%、子どもで15.7%
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で50.8%



資料:「平成22年国民生活基礎調査」

相対的貧困率の定義について

(1) 相対的貧困率

等価可処分所得（世帯の可処分所得(注1)を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合をいう。

(2) 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。

(3) 「大人が一人」の貧困率

子どもがいる現役世帯(注2)のうち「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

(4) 「大人が二人以上」の貧困率

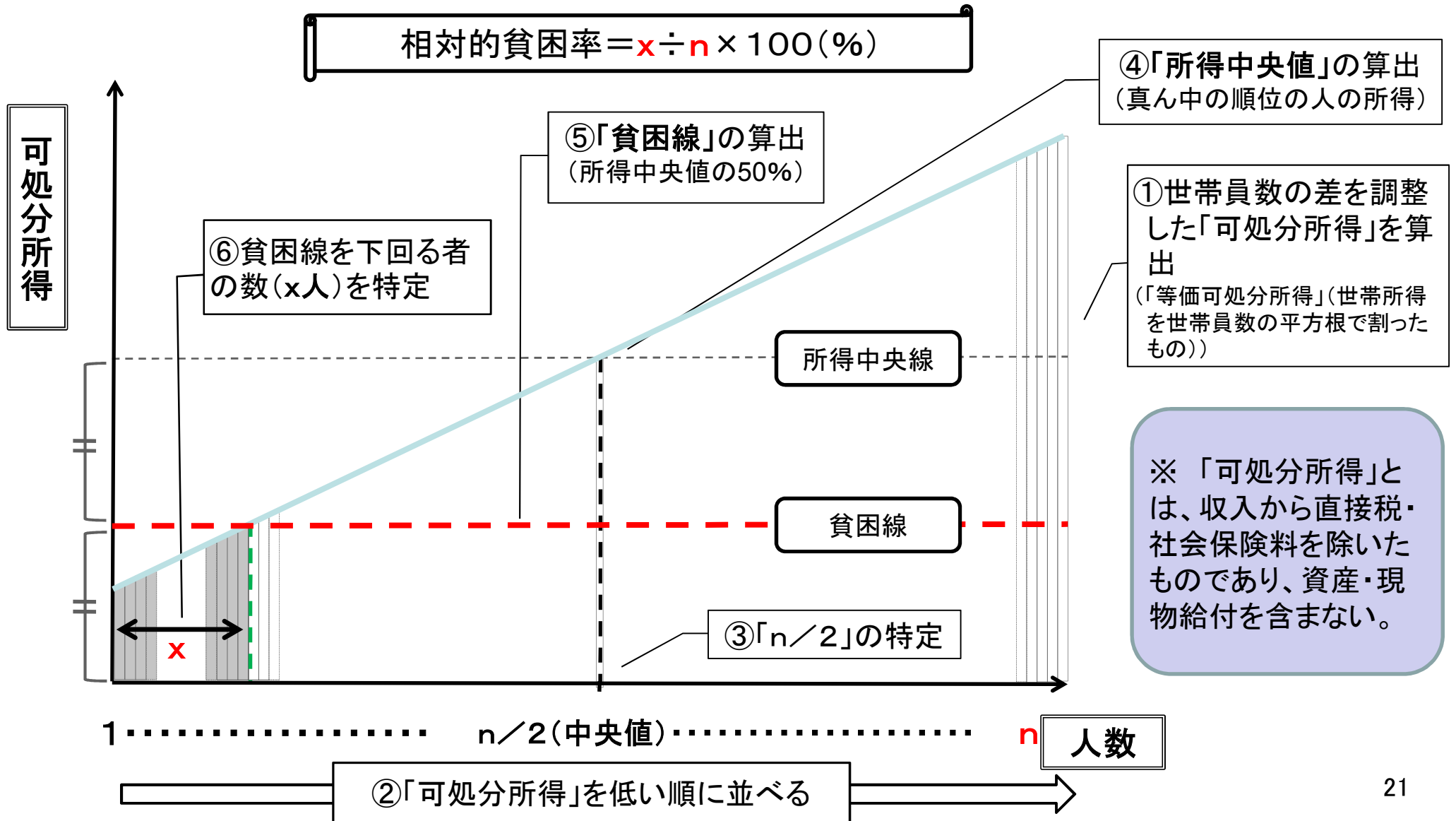
子どもがいる現役世帯(注2)のうち「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

(注1)可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。

(注2)子どもがいる現役世帯とは、世帯主が18歳以上65歳未満で17歳以下の子どもがいる世帯をいう。

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

$$\text{相対的貧困率} = x \div n \times 100(\%)$$



貧困率の国際比較(2008年)

○ 日本の相対的貧困率は、OECD34カ国中29位の水準 ○ 「子どもの貧困率」は34カ国中24位であるが、大人が一人の「子どもがいる世帯」では31位

相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の相対的貧困率								
						合計			大人が一人			大人が二人以上		
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	チェコ	5.5	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	2.9	1	デンマーク	9.9	1	デンマーク	2.5
2	デンマーク	6.1	2	フィンランド	5.4	2	ノルウェー	4.6	2	ギリシャ	12.3	2	ノルウェー	2.9
3	ハンガリー	6.4	3	ノルウェー	5.5	3	フィンランド	4.7	3	フィンランド	14.2	3	スウェーデン	3.8
3	アイスランド	6.4	4	アイスランド	5.7	4	スウェーデン	6.0	4	ノルウェー	15.9	3	フィンランド	3.8
5	フランス	7.2	5	スウェーデン	7.0	5	スロベニア	6.4	5	スウェーデン	17.9	5	ドイツ	4.5
5	スロヴァキア	7.2	6	スロベニア	7.2	5	ハンガリー	6.4	6	韓国	20.8	6	フランス	4.9
7	オランダ	7.4	6	ハンガリー	7.2	7	オーストリア	7.2	7	スロヴァキア	20.9	7	チェコ	5.2
8	ノルウェー	7.8	8	オーストリア	7.9	7	チェコ	7.2	8	フランス	22.6	8	オランダ	5.3
9	オーストリア	7.9	9	ドイツ	8.3	9	フランス	7.4	9	ハンガリー	24.2	8	ハンガリー	5.3
10	フィンランド	8.0	10	チェコ	8.4	10	ドイツ	7.6	10	チリ	24.3	10	ニュージーランド	5.5
10	スロベニア	8.0	11	フランス	9.3	11	オランダ	7.8	11	ドイツ	26.5	10	スロベニア	5.5
12	スウェーデン	8.4	12	スイス	9.6	12	スイス	8.3	12	イギリス	28.5	12	オーストリア	5.6
13	ルクセンブルク	8.5	13	オランダ	9.7	13	韓国	8.6	13	スイス	29.6	13	アイルランド	6.0
14	ドイツ	8.9	14	スロヴァキア	10.1	14	スロヴァキア	8.9	14	スロベニア	29.7	14	スイス	7.0
15	アイルランド	9.1	15	韓国	10.3	15	ニュージーランド	9.6	15	オーストリア	30.8	15	ベルギー	7.3
16	スイス	9.3	16	ベルギー	11.3	16	アイルランド	9.7	16	イタリア	31.5	16	韓国	7.9
17	ベルギー	9.4	17	アイルランド	11.4	17	ベルギー	9.9	17	オランダ	31.9	17	オーストラリア	8.0
18	ギリシャ	10.8	18	エストニア	12.1	18	イギリス	11.2	18	スペイン	33.1	18	イギリス	8.3
19	イギリス	11.0	18	ギリシャ	12.1	19	ギリシャ	11.6	19	エストニア	33.6	19	スロヴァキア	8.6
19	ニュージーランド	11.0	20	ニュージーランド	12.2	19	オーストラリア	11.6	20	ベルギー	34.0	20	ルクセンブルク	9.7
21	ポーランド	11.2	21	イギリス	12.5	21	ルクセンブルク	12.2	21	ポーランド	34.8	21	カナダ	10.2
22	イタリア	11.4	22	ルクセンブルク	13.4	21	日本	12.2	22	ニュージーランド	35.6	21	日本	10.2
23	ポルトガル	12.0	23	オーストラリア	14.0	23	チリ	12.4	23	メキシコ	35.8	23	チリ	11.4
23	カナダ	12.0	24	日本	14.2	24	ポーランド	12.5	24	トルコ	36.4	24	ギリシャ	11.5
25	エストニア	12.5	25	ポーランド	14.5	25	カナダ	13.0	25	アイルランド	36.8	25	ポーランド	11.8
26	スペイン	14.0	26	カナダ	15.1	26	イタリア	14.0	26	チェコ	38.6	26	イタリア	13.2
27	オーストラリア	14.6	27	イタリア	15.3	27	スペイン	16.2	27	カナダ	40.7	27	アメリカ	15.0
28	韓国	15.0	28	ポルトガル	16.7	28	アメリカ	18.7	28	オーストラリア	42.7	28	スペイン	15.7
29	日本	15.7	29	スペイン	17.7	29	トルコ	19.3	29	イスラエル	44.9	29	エストニア	16.9
30	トルコ	16.9	30	アメリカ	21.6	30	エストニア	21.2	30	アメリカ	46.9	30	トルコ	18.9
31	アメリカ	17.3	31	チリ	22.4	31	メキシコ	22.2	31	日本	54.3	31	メキシコ	21.5
32	チリ	18.4	32	トルコ	23.5	32	イスラエル	22.5	32	ルクセンブルク	56.2	32	イスラエル	21.7
33	イスラエル	19.9	33	メキシコ	25.8	—	アイスランド	—	—	アイスランド	—	—	アイスランド	—
34	メキシコ	21.0	34	イスラエル	26.6	—	ポルトガル	—	—	ポルトガル	—	—	ポルトガル	—
OECD平均		11.1	OECD平均		12.6	OECD平均		11.1	OECD平均		31.1	OECD平均		9.2

(出所) OECD (2012) Family database "Child poverty"、日本の数値は平成18(2006)年、デンマーク及びハンガリーの数値は2007年、チリの数値は2009年